

平成31年第1回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成31年3月27日 午前10時00分 開会
午後 5時30分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	松村昇道
都市整備部長	増井良之	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	巽重人	保健福祉部理事	中井浩子
教育部長	岸本俊博	教育委員会理事	吉川正人
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	門口昌義

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉村浩尚
書記	高松和弘	書記	山岡晋

6. 会議録署名議員 11番 西井 覚 13番 吉村 優子

7. 議事日程

日程第1 議第1号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正すること
について

日程第2 議第2号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を改正することについて

- 日程第3 議第3号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第4号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第5号 葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正することについて
- 日程第6 議第6号 葛城市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第7号 葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第8号 葛城市水道法施行条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第9号 葛城市・広陵町介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 日程第10 議第11号 平成30年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第11 議第12号 平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第12 議第13号 平成30年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第13 議第14号 平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第14 議第15号 平成30年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第15 議第10号 平成30年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 日程第16 議第16号 平成31年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第17 議第17号 平成31年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第18 議第18号 平成31年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第19 議第19号 平成31年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第20 議第20号 平成31年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第21 議第21号 平成31年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第22 議第22号 平成31年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第23 議第23号 平成31年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第24 議第24号 平成31年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第25 議第25号 平成31年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第26 発議第1号 旧町時代における未処理金調査特別委員会の平成31年度調査経費に関する決議について
- 日程第27 発議第2号 葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて

- 日程第28 発議第3号 主要農産物種子法にかわる奈良県独自の条例制定を求める意見書
- 日程第29 発議第4号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書
- 日程第30 議第26号 工事請負契約の締結について（葛城市當麻スポーツセンター台風21号被害復旧工事）
- 日程第31 議第27号 平成30年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決について
- 日程第32 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 議第26号 工事請負契約の締結について（葛城市當麻スポーツセンター台風21号被害復旧工事）
- 追加日程第2 議第27号 平成30年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決について

開 会 午前10時00分

藤井本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。

本定例会の会期中に、市長より追加議案として工事請負契約の締結に関する議案及び平成30年度一般会計補正予算の送付がありました。また、予算特別委員会からは平成31年度一般会計予算に対する修正案が議長宛てに提出がございました。それらの取扱いについて、本日午前9時より議会運営委員会が開催され、議事日程、審議方法についてご協議をいただいておりますので、議会運営委員長よりご報告願います。

15番、西川弥三郎君。

西川議会運営委員長 おはようございます。

それでは、市長より議第26号及び議第27号の2議案が追加議案として、また、予算特別委員会において議第16号の平成31年度一般会計予算が修正可決されたことに伴い、委員会提出議案として、それぞれ提出されたことを受けまして、本日午前9時より議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議をいたしておりますので、その内容についてご報告をいたします。

まず、議第16号の修正案につきましては、会期中に各常任委員会に付託された議案の採決終了後、日程第16として議第16号の平成31年度一般会計予算とともに上程し、委員長の修正報告、報告に対する質疑を行い、討論、採決までを行います。

なお、討論につきましては、まず初めに当初予算の原案賛成で修正案に反対の討論を行っていただきます。次に、修正案賛成で修正部分を除く原案に賛成の討論を行っていただき、以降は原則順番に繰り返し討論を行っていただき、討論終了後に採決をいたします。

採決につきましては、まず修正案に対する採決を行います。修正案が可決された場合は、引き続き修正議決した部分を除く原案の採決を行います。修正案が否決された場合は、続いて原案の採決を行います。

次に、議第26号と議第27号の追加議案につきましては、日程第29までの議案等の採決終了後に一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、厚生文教常任委員会に付託します。議案が付託された後、本会議を休憩し、休憩中に厚生文教常任委員会を開催し、追加議案について審査いただき、委員会終了後、本会議を再開いたします。本会議再開後は、まず追加議案の日程追加について諮っていただき、日程追加後、委員長より審査結果について報告を行い、委員長報告に対する質疑の後、1議案ごとに討論、採決までを行います。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

藤井本議長 お諮りします。

追加議案及び当初予算の修正案の議案審議につきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり、議案審議を行うことにいたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について、各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告をお願いいたします。

9番、増田順弘君。

増田総務建設常任委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、ご報告を申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました4議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、3月13日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告申し上げます。

まず初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。

理事者側からは事業の進捗状況として、排水路工事や駅前北側歩道の街灯設置工事、また、近鉄敷地との隣接箇所におけるフェンス設置工事などを行っており、間もなく完了する予定である。未買収用地の地権者との交渉については、今年度は1件の交渉が成立し、現在、残り2件の地権者との交渉に鋭意努力しているところであるという説明がありました。委員からは、残りの地権者との交渉をいつまでに完了しなければならないと考えているのかという問いがあり、用地交渉については相手方から提示された条件に苦慮しながら、問題の解決に向け進めている。交渉期限については明言できないが、できるだけ早く解決できるよう努力してまいりたいという答弁がありました。

続いて国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。

理事者側からは事業の進捗状況として、現在、国道24号線から東側及び西側の工事について施工し、3月末に完了できるように進めているところである。また、JRにおいては架道橋部分の工事を平成33年3月末の完了を目指して取り組んでいただいているという説明がありました。委員からは、未買収用地の地権者との交渉はあと何件残っているのかという問いがあり、現在、柿本地域部分の工事を進めているが、今後は架道橋から東側の笛堂地域部分の工事に入っていくことになる。笛堂地域においては一部の用地交渉は完了しているが、約10件の地権者との交渉が残っているため、引き続き交渉を進めてまいりたいという答弁がありました。

次に、行財政改革に関する事項についてであります。

理事者からは現在のところ、報告すべき事項がないということでございました。

最後に、公共バスの運行についてであります。

理事者からは公共バスの利用状況や利用促進に向けての取り組み、また、今後の運行形態などの見直しに向けた協議状況について説明がございました。まず、利用状況として平成30年4月から平成31年1月における1日当たりの平均利用者数は、環状ルートとミニバスルートの合計で131.1人であり、前年度の同時期の平均利用者数131.5人と比較すると若干減少し

ているという説明がございました。また、今後の運行形態などの見直しについては、現在、法定協議会で協議をしており、新たな形態による運行開始時期については平成31年10月を予定している。12月に開催された法定協議会ではアンケート調査の結果報告とともに、運行形態の再編案について協議を行っていただいた。再編案では環状線ルートは外回り、内回りともに現行の5便での運行体制を維持していく方向で運行ルートの若干の調整を行い、また、ミニバスルートについても乗降者数の状況を踏まえ、運行ルートの調整を行っている。その中で、ミニバスルートの笛堂・薑ルート、笛吹・梅室ルートについては、特に乗降者数が少ないことから、今後は利用者が予約し、決められた運行経路を決められた時間でバス停に停車する定時定路線型運行で開始する葛城型デマンド型乗合タクシーの導入を法定協議会で検討しているという説明がありました。委員からは、香芝市が実施しているような自由乗車型デマンドタクシーの導入については検討したのかという問いがあり、自由乗車型デマンドタクシーについては予約をすれば、いつでもどこでも自由に乗れるというもので、その方式も検討したが、法定協議会の中での議論では、葛城市内には公共交通機関である鉄道の駅が多いことや、既存のタクシー業者への影響などを鑑みた結果、葛城市にはなじまないであろうということで導入しない方向で進んでいるという答弁がありました。

なお、これら4つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上であります。ほかにも各委員からは活発な質疑がなされ、また、多くの意見が出されたことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

藤井本議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

7番、内野悦子君。

内野厚生文教常任委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告をいたします。去る3月7日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託をされました12議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、3月14日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、調査の概要をご報告いたします。

初めに、ごみの減量化に関する諸事項についてであります。理事者からは、大字笛堂のストックヤード建設事業については、11月27日に大字説明会に市長が出席をさせていただき、その後も区長さん、土地改良区、野菜研究会の方々とも協議を重ね、同意をいただきました。その後、開発行為や建築確認の申請をして3月4日に建築工事の入札を行ったが、不落となったため、設計の見直しを行い、第2回目の入札については3月27日に行われる予定となっているという答弁がありました。委員からは、第2回目も入札が不落となれば、再度繰越しできるのか、また、平成30年度に契約をして着工できなければ、この事業で使った国の補助金はどうなるのかという問いがあり、地域循環型の計画は本来5年間となっているのが2年延長しており、平成30年度が最終の7年目となり、再延長ができないので、今年度中に着工しなければ繰越しはできない、また、補助金も返還となる。今後、本市の入札ルールにのっとって、可能な見直しをして2回目の入札を行っていききたいという答弁がありました。

次に、学校給食に関する諸事項についてであります。

理事者からは現在のところ、報告すべき事項はないということでございましたが、委員からは、米飯給食についてはいろいろな経緯がある中、給食費について、原材料費に対して一般会計予算から繰入れしている現状を学校給食運営委員会では、どのように議論をされているのかという問いがあり、2回ほど会議を開いて現状の説明と今後の給食費について議論を行っていただいているという答弁がありました。さらに、委員からは、地産地消の目標や取り組みについて、給食費の未納についての問いがあり、お米については1月から葛城市産米を使っているが、野菜等については安定的な供給ができる仕組みができていない現状であり、今後検討していきたい、給食費の未納の問題の件については、学校と連携しながら進めていきたいという答弁がありました。

最後に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてであります。

理事者からは、磐城小学校区学童保育所施設整備工事についての進捗状況の説明があり、3月13日に建物、外構が完成し、建築確認関係、消防設備関係も検査済みであり、最後の竣工検査に通れば、業者から引き渡しとなる見込みで、新年度に向けてスムーズに運用できるよう考えている。また、磐城幼稚園の改築事業については、工程表のとおり順調に工事が進んでいるという答弁がありました。委員からは、磐城小学校の運動場の敷地が減少するが、学校活動に影響はないのかという問いがあり、小学校の大きい行事として運動会が想定されるが、運動場のトラックの大きさ、コース、保護者の観覧席等が確保できるのかを確認し、支障の出ないことを確認しているという答弁がありました。また、委員からは、仮設の計画、子どもの動線、遊び場のわかる計画図面を出してほしいという要望がありました。

なお、これらの3つの所管事項につきましては、委員会といたしましては、今後も引き続き調査を進めていくことにいたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

藤井本議長 本定例会中に開催されました各常任委員会における所管の調査事項の審査報告は、以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第1号から日程第3、議第3号までの3議案を一括議題といたします。

本3議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

9番、増田順弘君。

増田総務建設常任委員長 ただいま上程をされております議第1号から議第3号までの3議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

初めに、議第1号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第2号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の条例改正により、農業委員及び農地利用最適化推進委員の従来報酬に上乗せして、能率給として支払われることになるものであるが、その理由と算定方法について伺いたいという問いに対し、これまでも葛城市の農業委員会では遊休農地解消のために、いろいろ活動を実施されていたが、平成28年の法改正により農地利用の最適化、担い手農家への農地集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消等に係る活動を積極的に推進することとなり、国の農地利用最適化交付金を財源とする能率給を新設することになった。能率給の算定方法については、毎月各委員から提出される活動記録から活動時間を集計し、活動実績に応じた分を算出し、成果実績については担い手農家への農地集積面積と、市内の遊休農地率により算出することになるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第3号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、中小企業等に対する設備投資の支援に係る固定資産税の特例措置が地方税法等の改正により、廃止されるものであるが、この特例措置を受けていた葛城市内の事業者数と金額について伺いたいという問いに対し、対象となっている市内事業者は8社で、対象金額は約120万円であるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務建設常任委員会の報告といたします。

藤井本議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 おはようございます。日本共産党の谷原一安でございます。

ただいま提案のありました議第1号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論いたします。

この条例改正は、昨年7月に国会で可決しました働き方改革一括法案の中の1つ、労働基準法改正に基づく時間外労働の上限規制を国家公務員に準じて葛城市職員にも適用するための条例改正であります。

労働基準法では、時間外労働の上限は、原則月45時間かつ年360時間と定めております。ところが、従来労働基準法では、特別条項付36協定を締結すれば、突発的かつ一時的な特別な事情が予想される場合に限り、1年で6カ月を超えない期間内で前述の原則を超える時間外労働時間を設定することができるとしており、時間外労働時間を事実上、無制限とする

ことができたのであります。しかし、長時間労働による過労死や過労自殺、精神疾患の広がりが社会問題となりました。

そこで、時間外勤務時間の上限を時間として設ける労働基準法の改正の運びとなったわけです。ところが、その改正を行うに当たって、労働政策審議会の議論の土台となる一般労働者の労働時間調査において、厚生労働省がデータを2割も削減して手を加えていることが発覚いたしました。また、上限とすべき超過勤務時間について、時間外労働ですけれども、その改正法案においては厚生労働大臣が基準を定めることができるとして、この労働基準法の中で上限時間を定めない法案であったために、国会では勤務時間外のその長時間労働をしっかりと規制するための上限規制についての時間が議論できないというふうな事態になった法案でございました。

今回の議第1号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてのこの条例改正案でも、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定める、たった1行の改正案であります。つまり、上限時間についてきちっと条例では明記しない、全く国と同じやり方で今回の条例改正案が出ております。長時間労働の是正を実効あるものにするためには、条例の条文において、きちっと上限時間を定めるべきだと考えます。以上の理由で、私は反対いたします。

さて、問題はこの規則の想定されている内容でございます。さきの総務建設常任委員会において、人事院規則の規定に準じた内容、つまり、国家公務員に準じてということでありませけれども、それを想定しているという説明がございました。つまり、原則月45時間かつ年360時間を時間外勤務を命令できる上限とするけれども、他律的業務においては、市長が指定する業務につく職員には超過勤務時間を月100時間かつ年720時間を上限として命令できるというものでございます。

この超過勤務時間が月100時間かつ年720時間とはどのような時間でありましょうか。厚生労働省は脳、心臓疾患の労働災害、過労死と労働保険というパンフレットの中で、労働時間と病気の発症の関連の目安として次のように述べております。

発症前1カ月間におおむね100時間、または発症前2カ月間ないし6カ月間にわたって、1カ月当たりおおむね80時間の時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できる。つまり、労災認定に当たるということであります。まさに月100時間は過労死のラインであります。こうした上限時間設定がどうして長時間労働による過労死や精神性疾患の発症を防ぐことになるのでしょうか。少なくとも厚生労働省が示している60時間以内にとどめるべきではないでしょうか。

さらに問題なのは、この葛城市で想定されている規則でありますけれども、特例業務として災害に従事する職員については上限規制を設けないという例外規定を設けるようであります。災害時には人命にかかわる業務に長時間携わらなければならないことが確かに出てまいります。しかし、だからといって無制限に時間外労働を命令することができるとすれば、職員が消耗し、倒れ、かえって能率が上がらないことになってしまいます。

EUでは、1日の労働が終わり、次の労働が始まるまでの間に連続して11時間の休息時間、

いわゆる勤務間インターバルを確保することを法制化しております。日本は欧米社会と比較して労働生産性の低さが際立っております。日本では寝食を忘れて働く、その勤勉さに高い社会的評価が置かれる文化でございます。そのために労働時間に限界を求めないことが容易に認められやすいわけであります。欧米社会では、個人の生活を守るために労働時間の制約を守る、そのために限られた労働時間においても大きな成果を生み出せるように、新しい技術革新や制度改革を開発していく、これが欧米社会の強みなのであります。新たなイノベーションを起こすことで労働生産性を高め、この間、国民総生産を欧米社会は大きく伸ばしてまいりました。それに比べて停滞しているのがこの日本の経済であります。まさに長時間労働の放置が労働生産性改善につながらなかったというわけであります。

災害時においても、労働時間の際限なく復旧に当たると職員の心身に大きな負荷がかかります。さきの予算特別委員会で、私は防災士の資格を持つ職員が葛城市で一体何人いるのかと質問いたしました。全くいないわけであります。各大字には区長さん通じて、防災士候補者挙げてくれというふうな要望をしているにもかかわらず、葛城市の職員に防災士はおりません。こうした防災士の資格を取るための研修の中には、災害時の人間の心理状態、緊急避難所の運営方法、さらには神戸淡路大震災での教訓が学べます。そうした知識もなく、災害時に働くことは職員の労働生産性が上がらず、長時間働いても消耗するだけということになります。つまり、労働時間を延ばすのではなく、いかに限られた時間の中で効果的な労働をやっていくか、そのために、しっかりと技術革新や制度改革、あるいは職員の能力を高めていくということが初めて真剣に求められるわけであります。

時間外労働が労働基準法で定める月45時間かつ年間360時間を超えないというのは、人間らしく生活していく上で守るべき基準であります。過労死という言葉が国際語になるように、日本の長時間労働は異常であります。普通に働けば、みずからの家庭を持って子育てができる社会にしなければ、日本社会は社会の再生産すらおぼつかなくなってまいります。長時間労働の是正につながる条例こそ必要であると申し上げまして、反対討論といたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 おはようございます。梨本洪珪です。

私は議第1号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正は、職員の長時間労働の是正のための措置として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、時間外労働の上限規制等が導入され、国家公務員においても、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置が講じられました。このことにより、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則に基づき、国家公務員と同様の措置を講じられたものでございます。長時間労働は、睡眠時間に大きな影響を与え、判断力の低下、記憶力の低下、うつ病や高血圧、糖尿病へのリスク、脳や心疾患へのリスクなどにもつながるものであると言われております。

今回の措置によって恒常的な長時間労働が抑制され、職員の健康管理が徹底され、結果と

して市役所全体の労働生産性が高まることになると期待しております。

以上の理由により、条例改正について賛成の立場で討論させていただきます。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第1号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第2号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第3号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第4号から日程第14、議第15号まで、以上11議案を一括議題といたします。

本11議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、内野悦子君。

内野厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第4号から議第9号まで、及び議第11号から議第15号までの11議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第4号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、平成30年度の国保税率改正に伴う算定結果に対する現時点での収支状況と収納率について伺いたいという問いに対し、平成30年度保険税収納実績の見込みでは保険税で賄うべき納付金に対して、約1,700万円不足すると見込んでいるが、過年度分に係る精算分等で賄えると考えている。保険税が想定より不足した要因としては国保被保険者数と課税対象となる所得金額が当初見込んでいた数値より低かったことによるものと考察をしている。収納率については、先月末現在で現年度課税分82.67%、滞納繰越分16.3%、合計で68.12%となっており、前年度同時期の収納率と比較すると1.34%の増であるという答弁がありました。また、国保税率の改正内容について、市民に対してわかりやすい資料を作成し、周知してほしいという要望がありました。賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第5号、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の条例改正により、奈良県内の未就学児の医療費については、これまでの自動償還方式から現物給付方式に変更されることになるが、今後、葛城市独自で現物給付方式の対象者年齢の拡充や窓口での自己負担金の減額等は考えているのかという問いに対し、以前、奈良県内では現物給付方式を採用していたが、受診者の窓口負担が少なく、不要不急の診療がふえるとのことで調整交付金が減額されることもあり、奈良県では健全な財政運営を図るため、県内で統一して自動償還方式を採用してきた歴史がある。今回、国の方で未就学児に対する調整交付金の減額措置が免除されたこともあり、奈良県や市町村、審査支払機関である国保連合会などの関係機関と協議した結果、現物給付方式に変更できるようになったものである。このような経緯を踏まえて、医療費の負担と給付の関係も考慮し、関係機関と相談していきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第6号、葛城市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正することについてであります。

質疑はなく、賛成の討論があり、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第7号、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第8号、葛城市水道法施行条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたし

ました。

次に、議第9号、葛城市・広陵町介護認定審査会共同設置規約の変更についてであります。

質疑では、認定審査会の委員を10人ふやす理由と葛城市と広陵町での委員構成の割合について伺いたいという問いに対し、現在の認定審査会の委員定数は30人で、1合議体5名で審査されており、全部で6合議体ある。1合議体で審査できる件数は1回当たり45件を上限としているが、現状は上限の審査件数で月6回から8回程度審査会を開催していただいている。今回、委員を10人ふやすことで新たに2合議体できることで、全部で8合議体となる。これにより、1合議体につき、月1回の開催で1回当たりの審査件数についても平準化されることが見込まれる。委員構成は1合議体5名を医師、歯科医師、看護師、施設職員等の各職種より選任しており、委員数は葛城市と広陵町同数であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第11号、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算の議決であります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第12号、平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第13号、平成30年度葛城市下水道事業特別会計補正予算の議決についてであります。

質疑では、葛城市内における下水道の普及率等の整備状況について伺いたいという問いに対し、下水道管の普及率は平成29年度末で98.96%、今後の見込みとして平成30年度末で99.1%、平成31年度末で99.3%と見込んでいる。下水道事業計画では、平成36年度末で99.9%の普及率を中期目標としている。水洗化率については、平成29年度末で91.63%、平成30年度末見込みで92.3%、平成31年度末で92.9%と見込んでいる。今後も引き続き、水洗化の促進等に努めていくという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第14号、平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算の議決についてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第15号、平成30年度葛城市水道事業会計補正予算の議決についてであります。

質疑では、収益的支出の受水費が原水確保により、1,652万4,000円減額されているが、その理由はという問いに対し、葛城市では自己水を優先して、その割合をふやし、県水の受水を抑制している。平成30年度の当初予算で県水受水量は140万トン計上していたが、夏場の降水量が多く、自己水である原水の確保ができたので、今年度の県水受水量を123万トンと見込んだことで、当初より17万トン減少した結果、1,652万4,000円の減額となったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。
以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

藤井本議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第4、議第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原議員。

谷原議員 議第4号議案について、反対討論の立場で参加したいと思います。

葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、意見を述べさせていただきます。

今回の条例改正は、葛城市の国民健康保険税を引き上げる条例改正であります。所得割が1.6%引き上げ、そして、均等割額は年額2,700円の引き上げ、そして、平等割は300円引き下げますけれども、資産割については乗数、これも5%引き下げるという内容となっております。しかしながら、平均改定では4.3%の国民健康保険税の引き上げとなります。昨年度、奈良県国民健康保険方針に従いまして、葛城市は奈良県国保県単位化を受け入れました。その結果、奈良県下12市の中で最も国保税の水準の低かった葛城市の国保税が、奈良県が示す統一保険料水準に向けて大きく引き上げられることになったのであります。

昨年度から今年度にかけて平均改定率は5.3%引き上げられました。そして、今回の4.3%であります。平成36年度まで毎年4%を超える引き上げが行われていくこととなります。さきの厚生文教常任委員会の質疑の中で、引き上げによって最も大きい負担、国保税の引き上げ額になった世帯はどれぐらいあって、幾らぐらいですかという質問をいたしましたけれども、10万円以上の大きな国保税の値上げになった世帯が複数ございました。

国保税では、0歳から40歳未満の国保被保険者に均等割という形で国保税がかかってまいります。所得が全く発生しない赤ちゃんにまでこの国保税は均等割という形でかかっていくわけでありまして。まさに時代おくれの人頭税であります。子どもの多い、そして、所得の比較的高い子育て世帯の国保加入者世帯に今回の値上げは大変大きな負担となっていきます。こうした子どもに社会保険料の負担がかかるということは、国保以外の被用者保険にはありません。扶養家族として社会保険料を納めなくても医療保険を受けられるわけでありまして。所得の低い方が多く加入する国保においては、加入者にこうした均等割や平等割を負担させるために所得の低い人ほど、世帯ほど負担が大きくなる、逆累進性の強い制度となっております。

国保加入者の平均保険料は政府の試算でも、中小企業労働者が加入する協会けんぽの1.3

倍となっております。高過ぎる国保税は住民の暮らしを苦しめているだけでなく、国保制度の根幹を揺るがしています。つまり、支払えない国保のために滞納者が数多く出て、国保制度の維持が困難になっているということでもあります。

全国知事会、全国市長会など、地方団体は加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料が高くて負担が限界になっていることを国保の構造問題として、国に持続的可能性を求めて被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要だと主張して、政府に1兆円の国費の投入をこの間求めてまいりました。これは全国都道府県の知事の声であります。日本共産党も、1兆円あれば均等割と平等割を廃止することで、国保も協会けんぽ並みの保険料となる試算を発表しております。

昨年、埼玉県ふじみ野市を例に紹介いたしましたけれども、現在日本全国25の自治体で子どもの均等割を全額免除、あるいは一部免除をすることを始めております。国の支援を待つことなく、子育て支援として子どもの均等割軽減を進める自治体がふえているわけでありませ

す。葛城市国民健康保険税条例第23条には、国保税の減免について定めております。その第2項には特別の事情のある者は市長が減免の基準を定めることによって減免ができるとあります。そして、葛城市はそのために国民健康保険税減免取扱基準を設けております。その葛城市独自の減免基準の中に、ぜひ子どもに係る均等割の軽減、そして、国保税を支払えば生活が立ち行かなくなる低所得者に対する国保税の減免基準をぜひ設けていただきたい。生活保護受給者だけでなく、その生活水準に準ずる加入者にも減免が行われる基準をぜひ設けていただきたいと思います。値上げの条例改正ではなく、条例に基づく申請減免制度を充実することこそ求められているのではないのでしょうか。

さらに言えば、国保の奈良県単位化で、葛城市独自に一般会計予算から国保税を抑制するための予算措置を毎年行っていたわけでありませけれども、これは奈良県の指導でできなくなりました。その分の予算措置が毎年浮いてくるわけでありませ。そうした財源を工夫して、葛城市独自の減免措置をとっていただきますようお願いしたいと思ひます。

以上をもちまして、反対討論といたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

8番、川村優子君。

川村議員 議第4号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険につきましては、平成30年度から奈良県と市町村がともに保険者となって安定的な財政運営や効率的な事業の確保について、中心的な役割を担っていくことになったところがございます。そして、平成36年には同じ所得、世帯構成であれば、県内どこに住んでも保険料水準が同じとなるように、県下統一の保険料率になるということがございますが、葛城市においては被保険者の負担水準に激変が生じないように緩和措置を受け、本来必要な額への引き上げを段階的に行えるよう、奈良県と慎重に協議をして検討を重ねてこられた経緯がございます。

このようなことから、毎年度国民健康保険税の税率改正が必要となったわけですが、今後も葛城市の方々が安心して医療を受けることができるよう引き続き奈良県と協議、連携して国保事業の運営に努めていただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

藤井本議長 ほかに討論はないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第4号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第5号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、第6号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第7号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議第8号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第8号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第11号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議第12号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第12号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議第13号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第14号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議第15号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第15号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議第10号議案を議題といたします。

本案は各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

9番、増田順弘君。

増田総務建設常任委員長 ただいま上程をされております議第10号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決につきまして、総務建設常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

質疑では、観光費の中の工事請負費1,350万円の減額理由について伺いたいという問いに対し、国の訪日外国人旅行者受入環境整備事業を活用し、葛城市内の6カ所の観光スポットにある既存トイレを洋式化に改修する費用を当初予算で計上し、交付金申請をしていたが、国の交付基準に満たないとして2カ所のトイレが交付対象外となった。これらのことから、新たに平成31年度に交付金の申請をすることとなり、工事請負費1,350万円を減額することとなったという答弁がありました。

委員からは、2カ所のトイレ改修が交付対象外となった理由について伺いたいという問いがあり、観光スポットにおける訪日旅行客数などを基準とした審査の結果、笛吹神社と孝女伊麻旧跡広場のトイレ改修について交付基準に満たないと国が判断し、交付対象外となった。市としては、外国人向け案内看板の整備などを引き続き進めながら、インバウンド誘致に努めるとともに、平成31年度以降は県の補助事業も活用し、国だけではなく県とも協議しながら、これら2カ所のトイレも改修できるよう進めてまいりたいという答弁がありました。

また、防災行政無線管理費の中の庁用備品購入費が354万2,000円の減額となっている理由について伺いたいという問いに対し、当初予算では有償配付する分の戸別受信機購入費として標準タイプの戸別受信機100台分と文字表示機能付きの戸別受信機10台分を計上していたが、文字表示機能付きの戸別受信機については、現時点では有償による設置実績がなく3月末までの見込み分として1台だけの購入になったこと等による差額分として354万2,000円を減額したという答弁がありました。

また、委員からは、現在の在庫数について伺いたいという問いがあり、戸別受信機は平成29年度に防災無線のデジタル化整備を実施した際、1万4,800台を購入し、その後、転入等による世帯増加分を見込み、平成29年度の3月補正において2カ年分として400台を追加購入した。3月1日現在で配付対象世帯1万4,566世帯のうち、1万2,781世帯に設置しており、在庫数としては標準タイプが2,267台、文字表示機能付きが188台となっているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上であります。ほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また、多くの意見が出されたことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。

藤井本議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

7番、内野悦子君。

内野厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第10号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決につきまして、厚生文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、保育士及び学童指導員の賃金の減額理由について伺いたいという問いに対し、当初雇用を想定していた人数の保育士及び学童支援員の確保ができなかったため、それぞれ7名分の賃金を減額するものである。保育士については障害児保育に係る加配の保育士、一時預かりに係る保育士、延長保育に係る保育士分であり、延長保育については現在いる職員がシフトを組みかえて対応した。また、学童支援員について、当初予算では学童保育所の申込人数を算定基準として支援員の人数を22人分で予算を計上していたが、支援員の雇用の確保が難しいことから利用人数に応じた配置基準で運営を行った結果、7人分の予算が不用となり、減額の補正予算を計上させていただいたという答弁がありました。

次に、胃がん検診委託料の減額理由について伺いたいという問いに対し、胃がん検診はエックス線検診と本年度より内視鏡検診を実施している。エックス線検診については、当初予定していた人数よりも多くの方が受診されたが、内視鏡検診については当初300人が受診されると想定していたが、決算見込みでは約80件程度になると想定している。その結果、胃がん検診委託料の全体として250万円の減額の補正予算を計上させていただいたという答弁がありました。この答弁を受け、さらに委員からは、胃がん検診及びピロリ菌の受診率についても伺いたいという問いに対し、胃がん検診の受診率についてはエックス線検診が平成31年1月末現在で8.7%、内視鏡検診が0.4%である。ピロリ菌の受診率については生涯で1回のみの受診でよいとため、一度受診された方は二度受けられないので受診率は求めにくいと、平成31年1月末現在の受診者数は461人であり、平成29年度と比較すると減少傾向にあるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託をされた関係部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されており、つけ加えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

藤井本議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 私は議第10号、平成30年度葛城市一般会計補正予算の議案に賛成の立場で討論に参加いたします。

賛成ということなんでありますけれども、私は厚生文教常任委員会の委員に所属しており、この補正予算において、総務建設常任委員会部分の審議には参加できておりません。そこで、私がこの間、一般質問で取り上げたことに関連して、ある事項について質疑がなされなかったことから、これについて触れるために賛成討論に立たせていただいた次第であります。最

初に、そういう前置きでご了承いただきたいと思います。

賛成の理由ですけれども、この補正予算の19款4目雑入として、19款というのは諸収入でありますけれども、この収入の中に7,165万7,000円の損害賠償金が雑入として、収入として入っております。この金額につきましては、道の駅かつらぎ建設事業で2件、そして、葛城川東線で1件、官製談合ということでこれが問題になりました。そのため、工事契約書の中に工事契約代金の2割を損害賠償金として請求することができるという規定があるということで、私は一般質問において、その契約どおり、しっかりと業者に損害賠償を求めるべきであるというふうにご一般質問させていただきました。

その結果、今回補正予算の中にきちっと損害賠償金として雑入に入れていただいたということに対して、深く感謝を申し上げたいと思います。道の駅かつらぎ建設事業におきましては、やっぱり相手方と契約を結んでいるその契約内容が履行されないために市が損失をこうむるというふうな事例も見られましたので、市政におきましては、しっかりと工事契約を結んだら、相手方に不利益が出る場合、つまり、それは葛城市が損失を受けるということになるわけですから、契約の履行をしっかりとさせていただく行政になっていただいと、そういう評価をもって賛成といたします。

以上です。

藤井本議長 ほかに討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議第16号議案を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託されておりますので、本案に関する審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、下村正樹君。

下村予算特別委員長 去る3月7日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託されました平成31年度当初予算10議案につきまして、18日から22日までの4日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、議第16号、平成31年度葛城市一般会計予算の議決について審査の概要をご報告いたします。

歳出の総務費では、自治振興費の中のすむなら葛城市住宅取得事業補助金として370万円が計上されているが、前年度当初予算より70万円の増額となっている理由はという問いに対し、すむなら葛城市住宅取得事業は市内で住宅を取得された方に、新築の場合は2万円、中古住宅の場合は1万円を補助するとともに、子育て世帯には子ども1人当たり1万円を加算するなどの支援を行うものである。平成29年度の補助総額は373万円、また平成30年度は2

月末現在で、既に380万円の補助総額となっていることから、新年度は370万円を当初予算として計上した。本市が人口5万人を目指してさまざまな施策に取り組む中で、こども・若者サポートセンターの設置やこども未来創造部の創設による子育てに手厚い支援を重点的に取り組む姿勢などを更にアピールしていくとともに、住宅購入をされる方にとって、この補助制度が本市での住宅購入を決定する一助となるように新年度以降も継続して実施してまいりたいという答弁がありました。

また、防災行政無線管理費の中で移動系防災行政無線デジタル化整備工事に係る費用として6,482万5,000円が計上されているが、その内容はという問いに対し、災害時等に使用する緊急通信手段として現在運用しているアナログ移動系防災行政無線が平成34年で使用できなくなるため、デジタル化整備を行い、車載用の無線機10台、携帯型の無線機50台を購入し、基地局の整備などを行うものである。車載用の無線機10台については、各消防団のポンプ車や市が所有する防災活動車、青色パトロールカーなどに配置し、携帯型50台については消防署や生活安全課を初め、新庄庁舎や當麻庁舎に配置する予定であるという答弁がありました。

また、監査委員会事業について専任の職員を配置するなど、監査体制を今後、更に強化すべきであると考えているが、市としてはどのように考えているのかという問いに対し、監査委員事務局の体制については、今後更に強化を図ってまいりたいと考えており、現在具体的な人事配置の最終的な調整をしているところである。現状の監査体制においては、毎月実施している例月出納検査を初め、決算審査や定期監査、また必要に応じて随時監査を行っているところであるが、今後の体制強化に伴い、これまで以上のことができるかもしれないと考えているという答弁がありました。

次に、民生費では、こども・若者サポートセンター管理事業の工事請負費1,695万6,000円の内容はという問いに対し、當麻保健センター空調設備更新工事にかかる費用であり、平成12年に當麻保健センターの空調設備を更新したが、現在は老朽化が進んでいる。そのため、次世代育成支援対策設備整備交付金による2分の1の国庫補助金を受け、更新工事をしていきたいという答弁がありました。さらに、委員からは、電気、ガス、どちらの空調設備を検討しているのかという問いに対し、現在はガスの空調設備を使用しているが、電気、ガスともに、どちらがランニングコスト等も含め、安値になるか試算した結果、電気の空調設備を設置すると新たなキュービクルの設備が必要となり、800万円の経費が上乗せになることが判明した。そのため、ガスの空調設備で更新を進める予定であるという答弁がありました。

次に、生活保護費支給事業の扶助費が前年度と比較して約1,000万円程度の減額となっているが、その理由はという問いに対し、平成30年度の実績に基づき、前年度と比較して生活扶助費では約2,800万円程度の減額、医療扶助費では約2,000万円程度の増額で、扶助費全体では約1,000万円程度の減額で予算計上をさせていただいた。生活扶助費の減額の主な要因としては、生活保護者の方に対して現在就労支援に力を入れており、生活保護者の方が就労され、収入が認定されると生活扶助費の経費が抑えられるためである。しかし、医療扶助費については、高い水準で医療扶助費が推移していることから増額をさせていただいたという答弁がありました。

次に、衛生費では環境検査委託料163万9,000円の内容とその目的はという問いに対し、河川の水質検査による委託料で、市内11カ所及び突発的に発生する水質検査を5カ所想定し、予算計上させていただいた。市内11カ所の検査箇所については葛下川、東の川、太田川、岩谷川、熊谷川、初田川、瓦堂池、平岡地区である。市内11カ所の水質検査については毎年実施をしており、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量等を測定し、水質が環境基準に対してどうであるかを調べるもので、問題点や解決方法を見つけ出す資料として利用しているという答弁がありました。

次に、ごみのふれあい収集を平成31年度より開始されるが、収集体制及び開始時期はという問いに対し、ふれあい収集については職員と臨時職員の2名体制で実施することを検討しており、開始時期については5月ごろを予定しており、現在、福祉の関係部局と調整している。開始後は介護支援専門員や相談支援事業所と連携し、ごみ出しに困っている高齢者や障がい者の方に対してサービスの周知を行い、利用に結びつけてまいりたいという答弁がありました。

次に、農林商工費では農業振興事業の大和平野土地改良区負担金115万5,000円及び大和平野土地改良区賦課金にかかわる補助金811万2,000円の積算根拠はという問いに対し、負担金については対象農地面積577.5ヘクタールに対し、1反当たり200円として115万5,000円を計上し、補助金については対象農地面積520ヘクタールで、賦課金単価1反当たり5,200円に対する30%の補助として811万2,000円を計上したという答弁がありました。また、委員からは、負担金と補助金の積算根拠となる面積が異なる理由及び大和平野土地改良区から脱退する場合の金額はという問いがあり、負担金の方は市内に存在する農地面積を対象とする属地主義をとっている一方、賦課金の方は実際に市内に在住している方が保有する農地面積を対象とする属人主義をとっているため、積算根拠となる面積が異なる。なお、脱退金については1平方メートル当たり419円となっているという答弁がありました。

また、プレミアム付商品券事業の内容はという問いに対し、消費税率の10%への引き上げによる景気対策の一環として、低所得者や子育て世帯向けに利用店舗を市内に限定したプレミアム付商品券を発行するもので、商品券の購入限度額は対象者1名当たり2万円、利用可能額は2万5,000円である。対象者数については9,500人と見込んでおり、上乗せ分5,000円の対象者全体の補助総額としては4,750万円になるが、事務経費1,470万円とともに国の100%補助を受けるものであるので合計額6,220万円を歳入の方で計上している。事務執行に当たっては、事業予算を計上している商工観光課を初め、福祉担当部署など関係各課が連携しながら遺漏のないように準備をしてまいりたいという答弁がありました。

次に、土木費では、公園管理事業のうち各児童公園遊具修繕にかかる費用が646万1,000円増額となっている理由はという問いに対し、児童公園の遊具については平成29年の法律改正によって、それまでは2年から3年に1回の割合で順次実施していた定期点検を毎年行うことが法定化されたことに伴い、平成30年度に全ての児童公園の遊具の点検を行った結果、劣化等により修繕が必要と判定された遊具類の件数が例年より増加したため、修繕費用が増額となった。修繕に当たっては、劣化状況等に応じて部品の取りかえや遊具の入れかえなどを

行い、今後も安全性を考慮しながら更新、改修してまいりたいという答弁がありました。

また、都市計画総務費の景観計画策定業務委託料800万円の内容はという問いに対し、景観計画とは、歴史文化遺産や田園風景等を初めとした本市に多数存在する景観資産の保全を図るとともに、本市の特性に応じた良好な景観を形成していくための方策を定めていくものである。平成30年度においては2,000名の市民を対象にしたアンケート調査や景観まちづくりワークショップの開催を実施しながら、景観資産の洗い出しなどの準備作業を行った。新年度においては、それらをベースにして建築行為等を行う場合の形態や色彩などの制限や建築物などの高さの限度などについて検証し、景観計画の策定を行うという答弁がありました。

次に、消防費では、広域消防費において、新規に予算計上されている消防署整備事業について伺いたいという問いに対し、平成26年度の消防広域化により、奈良県広域消防組合の1つの消防署として運営されている葛城消防署は葛城市の消防防災の中核を担う災害時の拠点となっている。現在の消防署は、昭和56年建築で老朽化が進んでいるため、消防署を移転して大規模災害時に南阪奈道路等を活用した近隣府県との応援・受援拠点となるように、ヘリコプターが離発着できる活動空地を確保する整備の検討をするため、予算計上したものであるという答弁がありました。

さらに、移設場所の候補地の選定状況と消防署整備に関する現在の進捗状況はという問いがあり、当初候補地としては3カ所を想定していたが、立地条件等の検証結果、北道穂地区を候補地として考えており、地元区と協議中であるという答弁がありました。この答弁を受け、地元住民からの声や新聞報道によると、消防署の移設整備、特にヘリコプターの離発着等について反対の意見が多くあるようだが、なぜこの時期に消防署の移設整備が必要なのか、また広域消防との連携対応について伺いたいという問いがあり、今回の消防署移設整備に関しては、国の緊急防災・減災事業債が2年間延長されたため、その有利な起債を利用するため事務を進めている。消防が広域化されたことにより、広域消防では、スケールメリットを生かして消防設備等の効率化を進めている中ではあるが、将来の葛城市のことを考えて、消防力が低下しないように今回提案した事業であるという答弁がありました。

さらに、今後この事業を進めていくに当たり、地元住民の理解を得ることや広域消防の整備計画との関係など、乗り越えなければならない高いハードルがあるが、事業完成の見込みはあるのかという問いがあり、相手がある話なので理事者側の決意表明になるが、市民のためにこの事業を実現すべきという信念を持って鋭意努力をしていくという答弁がありました。その後、委員から、現状でこの消防署移設整備事業に関しては不確定の要素も多く、本事業にかかわる予算については納得できないので、該当する予算について減額する修正議案を提出するという申し出が委員長宛てにありました。

次に、教育費では、経済的な事情で就学が困難であると認められる児童がいる家庭等への経済的な援助を行う準要保護児童援助費と特別支援教育就学奨励費の小学校と中学校のそれぞれの内訳と前年度と比較して予算額が増額した理由、また、今年度より入学前支給が実施されたが、現在の申請状況等という問いに対し、平成30年度の準要保護の対象人数については、小学校で228人、中学校で130人となっており、また、特別支援の対象人数は小学校で

79人、中学校で25人となっている。そのうち、入学前支給の対象となった新1年生の対象人数は準要保護の分で小学校41人、中学校46人、特別支援の分で小学校11人、中学校14人となっている。増額理由については、支給単価の増額と新たに卒業アルバム代の支給が新設されたこと、また、支給対象者の増加を見込んだためでもあるという答弁がありました。

この答弁を受け、平成31年度より助成金額の支給単価が増額となっているが、入学前に申請した方への対応はという問いに対し、入学前に申請した方は平成30年度の単価で支給しているため、入学後に改めて平成31年度分として申請していただければ、差額分を支給する予定であるという答弁がありました。

次に、歳入では、ふるさと応援寄附金について、今後の本市の考え方はという問いに対し、ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして創設された制度であるが、一部の団体において、ふるさと納税制度の趣旨を逸脱した返礼品等が送付されていたことから、ふるさと納税制度の見直し等を盛り込んだ地方税法の改正案が国において策定された。本市においては、従来より地場産品を中心に返礼品を提供しているが、制度の本来の趣旨を守りながら、新たな制度の流れを見きわめ、今後の方向性を検討し、適正に運営してまいりたいという答弁がありました。

また、森林環境譲与税の創設の目的及び今後の充当先はという問いに対し、森林整備を進めるに当たっては、所有者不明の森林の増加等が課題になっていたことから、森林に対する所有者の責務を明確化することを目的に森林所有者みずからが森林管理を実行できない場合に対して、市町村がかわりに管理を行うことができる新たな制度が創設された。森林環境譲与税の充当については、いろいろな分野に細分化するのではなく、ナラ枯れ対策等、分野を限定し、林業をされている方に対して充当できるような方向性を決めていきたいという答弁がありました。

最後に、総括質疑では、財政調整基金の趣旨及び今後の基金残高のあり方はという問いに対し、財政調整基金は大規模災害等の臨時支出に対応するため、また、災害以外での年度途中の支出が見込めない突発的な事情に対応するためのものである。必要額については、明確な基準額が示されていないものの標準財政規模の総額の10%から20%の支出分が必要との見解もあり、本市に当てはめると10億円から20億円となるため、その程度の財政調整基金は確保したいと考えているという答弁がありました。

総括質疑の終了後、平成31年度葛城市一般会計予算について消防署移設整備事業に該当する予算を減額する修正案が委員より提出され、提案者からの説明、修正案に対する質疑の後、消防署移設整備に関して議員間討議が実施されました。議員間討議終了後に討論に入り、一般会計予算の原案に賛成と修正案に賛成の双方の討論があり、修正案に対する採決の結果、賛成多数で修正案のとおり可決すべきものと決定しました。引き続き、修正議決した部分を除く原案に対する採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定し、議第16号は修正可決すべきものと決しました。

以上でございますが、そのほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて予算特別委員会の報告といたします。

藤井本議長 以上で議第16号に関する予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議第16号議案に対する修正案を含む討論に入ります。

まず、原案に対する賛成討論はありませんか。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 私は平成31年度一般会計予算の原案に対して賛成の立場から討論させていただきます。

平成31年の一般会計予算額は歳入歳出を合わせて約158億円、平成30年度より約12億4,600万円の増額となっております。市長の方針より今年度は130億円台の規模を目指すと考えていたのですが、大幅に増額した予算編成となりました。内容を見てみますと、防災を進める施策を中心に、重点的に予算が組まれており、各事業区分や予算委員会での審議も見て納得いたしました。一部の消防費を除いては委員会でも全会一致で可決しており、この点について、私も異存はございません。今回修正案が出され、争点となっているのは消防署整備事業でございます。用地購入費を含む2億6,300万円余りが減額案として提出されてございます。前もってお伝えしておきますが、私は地元住民の意向を無視した強引な消防署移転には反対でございます。また、これまで長年お世話になってきた中戸地区や候補地となっている北道穂地区の理解を得られずして進めるべきではないと、このようにも考えております。そのことを冒頭にお伝えした上で、これから私見を述べさせていただきます。

結論から申しますと、市内に消防署が残り続ける最善の方法を考え、今から打てる施策に着手することは絶対に必要であると考えます。今回はヘリポートが設置されるという情報を発端に候補移転地より大きな反発があったと聞いております。しかし、ヘリポートを設置する計画などないことは理事者側から説明がされています。誤った情報からは正確な議論が行えず、正しい結論も導き出すことができません。原因をつくったのは行政側の不手際であり、誤解を解く責任も行政側でございます。地元の同意は必須であり、丁寧な対応と説明を今後も求めてまいります。

ただし、これらにかかわる予算を削るのは議会として、少し冷静な判断を欠いているとも感じます。広域消防において、将来的に市内から消防署がなくなるかもしれない。そのことに関しましては、予算特別委員会でも活発に議論がなされました。しかしながら、決定権が葛城市にない以上、現時点で将来そうなる可能性は否定できないわけでございます。理事者側は、その可能性が高いと考え、自家賄いで緊防債が使える今が最大の機会として組まれたのが今回の予算でございます。危機管理の観点からは整合性がとれています。

昨今の異常気象や予想をはるかに超える災害は、人知を超えた被害を生み出しています。地域での対策を最善のものとするため、国の施策として緊防債が延長されました。10年、20年後の葛城市内から防災や救急の拠点を失ってはならないと私は考えます。この機会には想像し得る限り、最大限の準備をもって臨む必要があると考えます。今、この決断が将来の葛

城市民の安心・安全につながっているわけです。消防署整備事業費を認めないことは可能性の軽視です。災害を低く見積もったり、救急への最善の準備を怠ることで、将来の市民の人命が失われることがあってはなりません。将来のまちづくりに消防署は不可欠である以上、葛城市民の未来の安心・安全と防災を築く最大の機会を今として組まれた市の当初予算は納得できるものでございます。

以上の理由より、私は予算案原案に賛成させていただきます。

藤井本議長 次に、修正案に対する賛成討論はありませんか。

9番、増田順弘君。

増田議員 修正案に対して賛成、修正案を除く当初予算に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

全国的に人口減少が進む中、本市におきましては増加傾向にございます。これは他市と比較して住みやすさの高さが評価されているものだと思っております。転入されている多くが子育て世代であり、住みやすさの中でも子育ての対策の充実が挙げられるのではないのでしょうか。平成31年度の当初予算におきましても、まず、こども未来創造部を新たに設置をされております。それによって、よりきめ細かな子ども、若者の支援が期待をされるところでございます。また、医療費の助成対策でございますけれども、中学校卒業までを更に上げて18歳まで引き上げをされました。このことにつきましても、子育て家庭への経済的支援も盛り込んでいただいた予算であると高く評価をさせていただきたいと思っております。

次に、光熱水費におきましても新電力を取り入れられ、大幅な経費の削減に取り組まれたことに対しても評価をさせていただくところでございます。さらに、学校給食につきましても給食費を抑えた中で、今年度より米飯の食材を地元産を取り入れていただき、地産地消の向上に努めていただいたことについては、子どもたちの食育はもちろん本市の農家の大きな励みとなり、地域農業の振興に大きく寄与されましたことを評価させていただきます。

さらに、市長が目指しておられる防災に強いまちの取り組みにおきまして、老朽化した消防団、屯所の建てかえや防災マップの見直しなども行い、防災体制の充実を図っていただいたことに関しては賛同をさせていただくところではございますが、消防署整備事業につきましても、既に奈良県広域消防組合として運営されている中での葛城消防署の移転に係る用地費等の予算でございます。計画では、総額にして十数億円の事業と伺っておりますが、このような規模の事業を進めるためには用地費の予算確保からではなく、多方面から十分な議論を重ねて進めていただく必要があると強く感じておるところでございます。

以上のことから、当初予算から消防署整備事業費を削除した修正案に賛成の立場で討論とさせていただきます。

藤井本議長 ほかに討論はないですか。

3番、吉村始君。

吉村始議員 ただいま上程の議第16号、平成31年度葛城市一般会計に賛成する立場で、消防のことに絞ってちょっと私の意見を述べさせていただきます。

市長は、かねてより災害に強い葛城市をうたっておられまして、平成31年度の予算もその

ご意向を反映したものとなっております。また、気候変動に伴う自然災害の程度もやはりひどくなってきております。現在、私たちの暮らしを守ってくれている消防署が老朽化をしていく中で、葛城市の消防力を低下させないために、また、国の緊急防災・減災事業債を使えるうちに、早く手を打っておかなければいけないという、かねてからの理事者側からの説明については、私は理解をしております。消防署は住民にとって、なくてはならないインフラであります。それは確かなことであります。その建設を急がなければならないという理事者側の決意に理解を示すものであります。したがって、今回の減額修正については反対をし、原案を賛成いたしたいと存じます。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

11番、西井覚君。

西井議員 私は修正案に賛成、また修正部分を除く原案に賛成の討論をさせていただきます。

まず、消防署、また防災に強い葛城市ということを市長は打ち出されておるわけでございます。確かに、ここ最近、災害が非常に全国的に発生してる状況で、災害に強いまちをつくるという市長の決意自身は大変時流に合った、また、市民にとって安心できるテーマと思っております。その中で、消防団の屯所自身の予算が出てきて、屯所が実際地震があったら安全かどうかという基準も考えた中で、予算に反映されるということは評価するわけでございます。

また、防災に強いまちづくりということで、私は当初、ヘリポート付の消防署ということならば、市民も当然安心・安全なまちづくりの一巡であったんじゃないかなと思うわけでございますが、何か先ほどからいろいろ意見を聞かせてもらってる中で、また予算特別委員会を聞かせてもらってる中で、実際ヘリポート自身をつくらない、つくるからつくらないとか、これ実際、市民にとって緊急な医療活動の場合、ヘリポートを使うとか、また緊急な問題が起こって、災害が起こって、災害物資が運ばれると、必要な施設で新たな施設でございます。それを進めることによって、葛城市だけじゃなく奈良県の基地にするというふうな大きな構想を持たれてるのかなと私は歓迎しておりました。しかしながら、いろんな話を聞くとその組み立ても一切なしで、ヘリポートは要らんねと。それを決めるんやったら、本来や、市民の税を使うなら、市民が安全・安心、また防災に強いまち、当然そのことで理解できるような場所選定をして、もっと組み立てのできてる提案をされてるならば、私自身は賛成でございます。

しかし、組み立てが貧弱というか、もっときちっとした計画性のない、例えば広域消防で人員が決めてる中で、今、おっしゃってる話で計画されてるのは消防署の新設だけですわな。消防署の新設と、あの場所を移転するだけ。現在の消防署自身が耐震基準やいろんな形で賞味期限が切れてない、その切れてない残ってる賞味期限をほかしてまで、新たな普通の消防署をつくるという、これ本当に市民にとって無駄遣い。その中で、消防署として充実した設備ができるんかどうか、それを考えれば、完全に人員も含めて広域消防が決められてるその中で、それをつくって、現状のところでそのまま消防活動やったださっても何ら問題がない。

そのような状況で、実際緊防債で70%補助率かな。それに乗ろうかと。その施設の全体の

新たな大きなその予算は市民の負担は30%、国からの起債による補助金70%、これ実際、税を使うわけです。あなた方がよくおっしゃっておる税を使って現状の消防署自身が、賞味期限が切れてるというならば、急いでしなければならない。まだまだ賞味期限がある、また、広域消防の方で聞くところによると、長期ビジョンの中でも統廃合の計画はまだのってませんと、そのような状況の中で単費の負担は約5億円弱、ほんで国の補助金は10億円近く、それを建てて何か効果があるんですか。例えば、バス会社がバスをふやす、人員はこんだけですよと、ふやしたところでどうもじゃあないと、使わないと、それと同じような状況と違うんかなと。ただ、消防署という箱をつくるだけやと。これ本当に私自身は、市民のお金をもっと大切に使う必要があるかと。予算特別委員会、私、今回入ってませんが、予算の中でこの修正案提案されたの、市民のために金の使い方を真剣に検討されたおかげで修正案が出てきたなど、あの予算特別委員の方々に大変評価するわけでございます。やはり無駄になるかもしれない、また、地元が大きく反発されておる、これも市民の声です。その声を反映した中で、用地とかも含めて、十分組み立てた中で検討するべき。緊防債がいつまであるからじゃなく、また、きちっと組み立てた中で計画した時点で、今、全国的には災害についてはいろんな出てくるから、緊防債が切れても延長、またするかもしれませんが。もっと組み立てしといて、よき補助金が出てくるときに検討すべきやと私は時期尚早であり、また、組み立てが成り立ってないと。その観点から、修正案について賛成であり、また、修正部分を除く原案について賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

藤井本議長 お願いがございます。原案賛成か、修正案の賛成というのを冒頭に申し出てもらってから討論いただきますようお願いをいたします。

ほかに討論はありませんか。

13番、吉村優子君。

吉村優子議員 ただいま上程の議第16号、平成31年度葛城市一般会計予算の議決について、原案賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成31年度新年度予算におきまして、議論となっています消防署の整備についてです。東日本大震災発生以来、熊本地震や北海道地震、昨年におきましては大阪北部地震など、全国各地で地震が発生しております。また、広島県、岡山県では土砂災害に見舞われるなど、いつ、どこで何が起こっても不思議ではないというのが現状です。そのような状況の中、葛城市におきましても消防署の老朽化等を考えますと、市民の安心・安全のため、災害時の対応として、より安全な場所への消防署の移転の必要性は私自身も強く感じているところです。また、緊防債という有利な起債が平成32年度期限とはいえ、国で決定している今、具現化する好機だとも思っています。ただ、こういった施設の建設に当たっては、どの地域におきましても100%賛同を得るといことは大変難しいことですが、地元の合意は必須です。地元との合意に向けて、地元住民に理解を得られるよう協議を重ねるなど、市当局の努力をお願いしまして修正案反対、原案賛成といたします。

藤井本議長 ほかに討論ありませんか。

1 番、杉本訓規君。

杉本議員 日本維新の会の杉本訓規です。

私は修正案に賛成、修正案を除く原案に賛成の立場で討論いたします。

市長が目指しておられる災害に強いまちづくりに私はもちろん賛同いたします。そして、最近全国での災害を見ましても消防署の強化、移転は必要だと考えております。しかしながら、消防署建設に対して、現段階では地域の皆様が強く反対してるとお聞きしております。私が調べたところですけども、小さいお子様がおられるお母さんが、先ほどからヘリポートが太字になってますけど、ヘリポートがある、なし、関係なしに消防署自体に反対していると、そういった声もお聞きしております。そういった中で、今の段階で予算をつけて進めていくべきではないと考えますのが修正案に賛成する最大の理由でございます。

消防署建設を急いでおられる理由はさまざまな会議でお聞きして理解はしております。しかしながら、消防署ができますと地域の皆様は何十年とおつき合いしていかなければなりません。地域の皆様の協力、理解なくして消防署建設を進めていくのはやはり難しいものだと考えます。地域の皆様の声をお聞きして、皆様に納得していくために早期に進めていくのではなくて、しっかりと時間をかけて説明、議論をしていただく必要があります。新たに消防署をつくるのでしたら、これから起こり得る大災害、先ほど西井議員もおっしゃっておられましたけども、進化した消防署をしっかりとつくっていただきたいです。市民の皆様が災害時に少しでも助けになるような、感謝されるような消防署を、地域の皆様の声をしっかりと反映させていただき、納得していただいてから進めていただきたいと強く要望して、私の賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

10番、岡本吉司君。

岡本議員 議第16号、平成31年度一般会計予算につきまして、原案につきましては賛成、修正につきましては反対という立場で討論させてもらいたいと思います。

平成31年度の予算につきましては、市民生活及びまちづくりにおける事業につきましては、積極的な予算計上をされておるといふふうに評価をするわけでございます。まず、先ほど出ましたけども、福祉医療につきましては乳幼児等医療費助成事業、平成30年までは出生から中学校までの医療費助成が無料でございます。本年度から18歳まで引きげるといふことでございます。また、未就学児の医療費を以前は一旦医療機関に支払い、後日還付する方法でございました。しかし、本年8月からは現物給付方式を採用することで、自己負担のみで済むと、こういうふうなことで前向きな姿勢で取り組んでおられます。

また、保育所の受け入れでございますが、本年10月より消費税10%に増税になるということでございます。保育料の無償化が実施されることによりまして、保育児が増加すると見込まれることから、保育士の確保を図り、受け入れ体制の強化、充実を図る、こういう答弁をいただいております。また、現在の保健福祉部から子育て福祉課とこども・若者サポートセンターを分離して、こども未来創造部を新設して葛城市の将来を担う子ども

と若者に対して、より深くきめ細かなサービスができるように充実をしていくと、こういう予算でもあるわけでございます。

また、磐城小学校附属幼稚園、全面改築につきましても、平成31年、平成32年の2カ年事業として計画をされておるといふことでもございました。また、まちづくりの事業につきましては、橋梁の定期点検に基づき、橋梁長寿命化修繕計画を策定して、危険度判定に基づき、早期修繕に取り組むといふことでもございます。また、市内の道路整備につきましても、順次適切な処理を行っていくと、道路整備についても努力するといふふうな答弁をいただいております。また、いずれも福祉部門、まちづくり部門についても積極的な予算配分がされておるといふことで評価をしていきたいといふふうに思います。

次に、消防署の問題であるわけですが、現在の葛城消防署、昭和56年10月1日から業務を開始されております。消防署設立以前は御所市、大和高田市から相互応援協定によってお世話になっておったわけでもございます。市民の安全・安心、市民の生命、財産を守るためには、行政として自前の消防署を設置して、緊急業務を中心に一刻も早く病院搬送できる体制を充実するため、先輩諸氏によって努力され、設立されたと、これが今の葛城消防署の経緯であるわけでもございます。

また、今、全国的に数多くの災害が発生をいたしております。今から24年前、平成7年1月、阪神淡路大震災で甚大な被害が起きました。また、8年前、平成23年3月、東日本大震災、東北地方に大きな被害がもたらされました。また、平成29年、平成30年、西日本広島土砂災害、河川の氾濫、大水害、北海道による地震によります土砂崩れ、最近には次々と災害が発生しておる現状であるわけでもございます。また、南海、東南海、地震がいつ起こるかわからないといふようなことも報道されておるわけでもございます。この現状を見たときに、現在の消防署では、敷地の拡張も困難ではないかなといふような状況であるわけでもございまして、この際、新しい場所に消防署を移設することは大事であるといふふうに考えておるわけでもございます。

しかし、設置場所の大字住民、あるいはまた、周辺地域の住民の皆さんには大変ご迷惑をかけることは事実であります。また、現在の消防署がある中戸周辺住民には多大なご迷惑をおかけしておる。中戸並びに周辺の皆様方の市民の安全・安心、生命、財産を守るためにはやむを得ないといふようなことでもご理解を願っておるといふことだと思っております。今、計画されている地元住民、周辺住民の皆さんには大変なご迷惑をかけることは重々承知をいたしておるわけでもございます。この市民の安心・安全、生命の財産を守るためには、ぜひとも必要な施設であるといふことを行政側として説明し、市民に理解を得ることであると思っております。

平成31年一般会計に提案されたことは、議会にも十分な説明がなされていないこともございます。今回は国の緊急防災・減災対策債、平成32年完成といふものであれば、市債の張りつけができるといふことでもございます。このときが移設のチャンスではないかなといふふうにも考えております。この時期を失った場合は財源的に非常に困難になるのではないかなといふことも思うわけでもございます。

地元住民並びに周辺の皆様方にはご理解願えるように、市長、副市長が先頭に立って、職

員を督励して早期に完成できるように、地元とも十分な協議をしていただきたいということをお願いして、私の討論を終わりたいと思います。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

8番、川村優子君。

川村議員 私は、議第16号の平成31年度葛城市一般会計予算の修正案に対しての賛成の立場で討論をさせていただきます。

予算特別委員会の折に、私も委員ではございませんが、その折の審査には高く評価をさせていただきます。私も、ほかの消防以外の今回の修正以外の部分については納得のいっているところでございますが、この消防署整備事業として、今回予算計上されましたこの件につきまして、これまでの経緯も含めて私の意見を述べさせていただきたいと思います。

昨年11月の末に、議会全員協議会で初めての報告事項として議会に上がってまいりました。葛城市は既に奈良県の広域消防組合に入っております。今回の消防施設の移転は、これまで計画があるわけではなく、突然に示されたものでありまして、もちろん葛城市単独では進めていけない状況の中で、広域消防組合とどのような話し合いの経緯で進めていかれるのかと心配をしておりました。特別委員会なども検討していると議会の方は理事者の方にも投げかけ、我々議員も多く議論を持って進めていかれると予想しておりましたが、特別委員会はまだ待つてほしいと市長に言われましたので、我々議会も待つていたところございました。

2月15日に議会全員協議会で候補地の説明、またその後の進展なども含め、再度の報告を受けました。しかし、場所は決定ではないというような説明でございましたが、既に大字北道穂の自治会に候補地として決定したいので協力を求めに役所から説明会があるという、そういった内容の文書が北道穂の区民の方たちに配布されるということを私たちは確認させていただきました。候補地は既に決定の方向で進められていたということでございますが、そこで議会は、その全員協議会の場で何事を進めるにも、まず心配するのは住民の理解が取りつけられているのかということを確認させていただきました。文面に書かれた開かれる予定である2月24日の北道穂の区民集会の様子を議会に上げてくるようにと求めさせていただきました。そしたら、案の定、まだ説明不足であり、住民の理解も取りつけられておられなかった。このような状況でありながら予算審議に入り、消防署整備事業の質疑がなされました。

先ほど、予算委員長の報告にもありましたように、今回はヘリポートの有無について住民に誤解が生じているというふうな形で報告を受けたわけでございますが、本定例会会期中に、3月24日に市長がみずから北道穂に赴き、ヘリポートの件が誤解であるという説明をされたようでございます。市長は住民反対があつて、私は無視して無理に計画を進めることはないと言及されたようでございますが、住民にはその説明によって誤解が解消したかどうかという、どの部分が誤解だったのか、この住民集会の中でどの部分が反対の理由なのかもまだはっきり分析をされないまま、今回の採決になったわけでございます。このような状況で、議員の立場として住民の皆様を無視して、今回の原案のままで可決するわけには私はいかないと思っております。

今、広域消防としてどんな成果があるでしょうか。消防機能や救急機能もどちらも、これまでよりも更に迅速に現場に駆けつけ、多くの機能を持つ消防車や救急車も既に到着し、ドクターカーなどの配備で一命を取りとめ、大きな成果を発揮していただいております。急ぐ必要を、そういった必要性を言われておりますが、その理由には緊防債の補助を受けるに時間がないと焦っておられるようでございますが、この議論は全くもって、もっと早くに進めるべきでしょう。もっと早くに言っていただかないといけなかった事案ではないでしょうか。

広域消防組合が平成33年に完全に確立される中、消防機能が低下すると言及されておりますが、本当に低下するのか、まして、なくなるかもしれないというような重大な発言であります。広域消防組合に入っている立場で言ってよいことでしょうか。葛城市は放っておかれるのですか。自賄いの方がよい成果を生むという議論もしっかりとなされてない中で、広域消防組合の負担金と、そして、その負担金とあわせて、今回の予算計上によって今後において、葛城市が自賄いによる市民負担を受けるという事業費の3割負担もプラスされていく。この費用負担に対して、この効果をもっと更に十分に議論し、検討すべきであると思っております。なぜなら新設による消防署はもちろん、広域消防の組合の一施設とされるわけでありまして。市長が目指されている災害に強いまちづくり、このことは一定理解させていただきます。全く同感でございますが、そんな大きなビジョンをお持ちなら、これから広域消防がその消防の負担金を一本化する中で、ほかの適地において、ヘリポートも兼ね備えた機能を持つ消防署を建てて建設を進めていく交渉を広域消防組合と積極的に推し進めていくのも一案であるのではないかと、同じ箱物であっても十分な成果を生むために機能強化を抽出しながら、その費用対効果を考えて広域消防組合とともに議論を重ねていくべきであり、いずれにせよ計画性を持ってしっかりと進めていくべきであると思っております。このような理由からも、消防署整備事業に関しての減額の修正案は私は賛成でございます。

以上でございます。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 私は、議第16号、平成31年度葛城市一般会計予算原案に賛成する立場で討論いたします。したがって、修正案には批判的な立場であります。

まず最初に、原案の賛成の理由でありますけれども、先ほど来から多くの議員の方々から、この消防署の整備事業費を除くところについては、皆さん評価をされておられるようで、その中で出なかったことについて触れまして、私も賛成したいと思います。

1つは、やはり防災について大変重点を置いた整備事業費になっている。これは先ほど来からあります。その中で、これは水道事業とも関係があるわけですが、耐震性の給水貯水槽を新たに設けることになりました。これにつきましては従来、山麓線までが給水施設が緊急のときはありますけれども、それがなかったものを當麻小学校に今年度つけると、来年度は忍海小学校を予定しているという形で、この間も貯水槽の問題、議長等も発言されるようなこともありました。そうしたことについて着実に災害に備える、そういう取り組みがいろんな面で行われております。体育館や小学校等の耐震診断等も含まれている予算になっ

ております。さらには、先ほど来から出ておりました住民福祉の件におきましても、私はまごころ収集ということで、高齢者の方がなかなかごみのステーションまでごみ出しが困難な方に対して、家庭にお伺いして収集する事業費についても予算計上されました。すぐにはというふうにはなかなかならないようではありますが、年度内には可能であるということをお伺いしております。

それから、もう一つはやっぱり保育士の確保の問題であります。この間、一般補正予算におきましても保育士が確保できないので、結局また予算を返納すると、使いきれないという状況が続いてまいりました。保育に対するニーズが高くなって、どこの市町村も保育士を確保しないと待機児童が出ると、とりわけ消費税導入時に当たって保育無償化ということが叫ばれて、よりこの待機児童問題、深刻化する中で原課におかれましては大変な作業をされているわけですが、その待遇改善において一定の措置をとられたということについても評価したいと思います。

また、私どもも要求してまいりました要保護・準要保護家庭の入学準備金の入学前支給に当たりましては、葛城市は12市の中でおくれておったわけですが、これを実現していただきまして、とりわけ新年度と、それから前年度の差額分についても丁寧な対応をしていただけたということで、これは他市にもない非常に温かい目配りのきいた施策になっていると思います。そういう点からも、原案に私は賛成したいと考えております。

さて、原案に賛成する立場で、今、お話ししました。したがって、修正案には批判的な立場であります。その理由について述べたいと思います。

平成31年度一般会計予算に計上された葛城消防署移転にかかわる消防事業整備費、これは先ほど来からご意見がありますように、地震や水害などに備えて葛城市民の命と暮らしを守るために、老朽化した施設を新たな防災拠点として葛城市の中心部に移してくるというような予算であったと思います。もちろん私はこの建設に当たっては、当然もう地元の理解と協力なしに、こういうことはやってはならないという立場であります。また、議会でも十分な説明が大前提であります。今後、防災拠点として消防署の移転計画を形にしていく上でも、また、候補地を幾つか選定した上で、再度市民に協力を求めていく上でも、予算をつけないとこれは何も始まらないわけでありまして、今回、提案されている修正案は、この消防署の整備事業費全てを全部削減する内容となっておりますので、これについては賛成することはできません。

予算特別委員会で、この件については大変長く議論しました。予算委員全てが発言もし、葛城市議会初めて議員間討議をやるということで、議員の間でも認識を深めてまいりました。防災という点では、皆さん当然熱心なお考えを持っているわけですが、この件については大きく意見が分かれたわけでありまして、しかし、私はその議論の過程が大変有意義であったなと一議員としては思っております。と申しますのは、私はこの議員になって一貫して葛城市における公共事業のあり方、とりわけこれが道の駅についての不正問題ということが出てまいりましたので、今後、これを整理して、やはり葛城市の公共事業についてのあり方について、もう一度合意をつくっていく必要があると思っておりますので、その議論は非

常に有意義だったと思います。

修正案の提案理由の1つとして、消防署の移転計画は葛城市の総合計画にも入っていない、それから広域消防の計画にも入っていない、また、議会への説明も不十分であるということも挙げられました。私は本当にもっともだと思っております。と申しますのは、道の駅かつらぎ建設事業においても、この葛城市が誕生した新市の総合計画、議会で決まった新市の総合計画にもなかったこの道の駅建設計画であります。そういうことが議会で進めることになったことに対して大きな批判が起きたわけですね。そういう点では、議会に対して十分な説明をやる、何か新しい公共事業をするときは計画を立てたものをしっかりやっていくというのが基本だろうと思います。

2つ目に消防署事業予算の修正理由として事業の全体像、幾らお金がかかって、どういうものであって、さらにスケジュールはどういうものかということに対して、これは明確に議会に示されてこなかったということでもあります。これについても、私はもっともなご意見だろうと思います。これも道の駅建設事業に引き寄せて言いますと、当初18億円と提案されたものが30億円以上に膨らんでいく。そして、そのことに対して市民の皆さんが1回立ちどまって検討してほしいということで、6,700人の署名を集めたにもかかわらず、議会も事業遂行を後押ししてやっていったわけでもあります。だから、こうした事業予算の見積もりがない中で事業が進んでいくということは、私はこれはやっぱりあってはならぬことではないかなと、そういう点では共通認識になったのではないかなと思っております。

3つ目の消防事業整備費の削減としての修正理由案として、期限の問題があります。これは緊急防災対策債という2年限りの期限があります。執行が2年で、完成はもう1年あるのかもわかりませんが、期限内に事業を完成させなければいけない問題であります。この点についても予算委員会では、例えばこれから用地取得に入る、地元の説得に入る、そうした中で、果たしてこれで間に合うのかという議論も真剣になされました。

私はこれも非常に大事な議論だったと思います。と申しますのは、道の駅かつらぎ建設事業のいろんな不正は、要は市長選挙に間に合わせてオープニングの日を設定したというところから、例えば、なかなか移転してくれない方に対して、相手方に行政としてはあってはならぬ便宜を図ったり、あるいは、大変なことだったと思います。市職員の方々も、それに間に合わせるために大変無理をされて、その中で、虚偽公文書作成等を行われたように私は思います。今回の件でも、やっぱり期限があると。だから、こういう事業に対しては大変職員の方にも負担がかかるわけであるし、また、無理がいくところなんでありませう。

以上、述べましたように、やはり公共事業を進めていく上に当たっては、やっぱり計画されたものをしっかりやっていく。ない場合は、しっかり議会で議論をして住民の皆様には知らせていく。そういうことが1つ大事だろうと思います。2つ目は、全体像をしっかり明らかに議会に示した上でやっていく。そうしないとこの事業について、どうなっていくかわからないままに進んでいく、そういうことに対しては絶対あってはならぬと思います。3つ目は、期限の問題です。公共事業によって期限を切るということの問題であります。尺土駅前周辺整備、なかなか進んでおりません。これはやはり地元の方のなかなかの同意が得れてないか

ら、ここまで引き延ばされているわけでありましてけれども、これ期限を切るとなると、これはまたこれで大変なことであつたろうと思います。もちろん切る必要があるのかもわかりませんが、やはり公共事業にあつては地元の住民の方の同意というか必要であるわけですから、そういう意味でこの公共事業における期限の問題、これは真剣に考えなければならぬと私は思います。

以上、3つ述べましたけれども、私はこの消防署の移転問題について、予算委員会で長時間議論する中で、将来葛城市が公共事業を進めるに当たって、議会のそれなりの共通認識ができてきたのではないかとということで喜んでいるわけでありまして。

さて、修正案理由についてちょっと申しわけありません、この間のいろんな議論の中で、そういう教訓を私なりに引き出していただいて、非常に多くの議論をしたものですから、そういうことで私の考え述べさせていただきました。具体的に、じゃあ、なぜこの修正案に反対するかということについて、2つ理由を述べさせていただきます。

1つは、先ほど来出てきました緊急防災対策事業をめぐる情勢であります。東日本大震災以来、たび重なる地震被害とか、過去にない大規模な水害などで現在、地方から多く国の方に防災・減災対策事業について要望が上げられてきました。しかし、今、国は地方と合わせて1,100兆円を超える借金を抱えているわけでありまして。そのために、政府はこの間、こうした赤字を減らすために公共事業全体を10兆円以下に抑えてきました。これ6、7年続いってきたんじゃないかと思うんですけども、かなり抑えてきたわけです。しかし、10月に消費税増税する、その景気後退がある、地方経済がこれ疲弊する、だから、それとあわせた形で、今回2年という期限を切って、この緊急防災対策債事業を組んだために10兆円を超える公共事業費になりました。で、2年という区切りをつけたわけでありまして。日本共産党は期限を平成32年まで区切ることなく、辺野古基地建設やリニア新幹線、膨れ上がる五輪事業など、不要不急の公共事業の予算を削って、2年と区切らずに国民の生命、それから暮らしを守る防災・減災事業を継続して集中的に取り組んでいくことを政府にこの間、求めてまいりました。今回、阿古市長が老朽化する葛城消防署移転のための予算計上を、いわば急いで計上しなければならなかったのは、こうした政府等の緊急防災対策事業債の期限の問題があつたかと思ひます。

2つ目の理由として、事業計画に当たって、阿古市長は予算特別委員会で答弁されたように、超えるべき3つのハードルがありますと。広域消防との関係もそうですし、それから期限の問題もそうだと、それから当然地元の関係、議会との関係もそうだとということで、高いハードルがあるんだと、あるんだけどそれを承知の上で、ぜひこれをやっていきたいと協力を求められたわけでありまして。その上で、松山副市長の方も、この予算は、いわば見積もりであるということでありまして、当然執行しなければいけないんですけども、当然それが執行しきれないということもあるということをお前提の上で、今回のチャレンジであるのかなというふうに理解しております。

先ほどから皆さんがおっしゃっておりますように、防災については強化していくということは、どなたも反対はされません。その上で、さまざまにこれから限られた時間の中でどの

程度できるのか、私もわかりませんが、まずは予算を組まないで真剣な議論もできません。そういう観点から当然地元への理解も必要だし、そういうことで議会も含めて、ただこれができなければ、当然できないわけでありますから、そのときには当然未執行という状態になるでしょう。尺土駅周辺事業と同じようなことになるかも知れませんが、私としては、阿古市長がそういう今の状況を踏まえた上で真剣にこの事業に取り組みをされるということについては評価したいと思います。

それから最後にもう1件ですけど、私はこの間の議論で、とりわけ住民の方が強い反発が出たと、これは私は行政がそういう住民に対して、適切な対応が初期の段階でどうだったのかなという考えを持っております。ただ、その上でありますけれども、先ほど来、意見が出てまいりました消防署というのは地元住民にとって、やはり常時車が入り出す、あるいはサイレンが鳴ることもある、そういうことでなかなか受け入れがたい施設だというふうなお考えが出てまいりました。私は静かな住環境を求めて来られた方のそばに、突然こういう消防署が降って湧くというのは、大変住民の皆様にとってもこれはびっくりされたことだろうと思います。そういう施設をどのようにして葛城市が受け入れていくのか、住民が受け入れていくのか、これについては今後とも真剣に議論していく必要があると思います。

公共事業においては、葛城市民が必要な施設というのがあります。最近では、例えば保育所を建てるにしても大変にぎやかでうるさいということで、そういうものすら迷惑だというふうな考えが出てくる場合があります。しかし、葛城市民にとって必要な施設については、やはり住民に対してしっかり説明をし、そして、それについて受け入れていただくための条件を整えていくというのは行政の仕事であると思います。私は、これは北道徳のことを前提にして言ってるわけではありません。今後、いろいろな施設をつくるに当たって、そういう姿勢をやっぱり議会としても貫いていかないと、公共施設について、必要な公共施設ができないということでは困りますので、そういう点では今回、一石を投じる議論になったとは思っています。

以上、長々と述べましたが、私は原案に賛成して、修正案については批判的な立場で討論を終えたいと思います。

藤井本議長 ほかに討論ありませんか。

7番、内野悦子君。

内野議員 議第16号、平成31年度葛城市一般会計予算について、修正案に賛成、修正部分を除く原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成31年度予算案の広域消防署整備事業費を減額する修正案に賛成の立場から討論いたします。

葛城消防署の消防能力と機能を高めることは葛城市民の安全と安心を守る上で非常に有益なことであると思います。しかしながら、まだ制度設計において市民の方々にどれだけの負担をしていただかなければならないのかなど、具体的なプランが示されておりません。今回の消防署移転計画につきましては、何よりも地域住民に対して懇切丁寧な説明とご理解をいただくことが最優先であります。今後において地域住民との話し合いが進んだ結果、再度

議論をさせて頂きたいと思います。よって、修正案に賛成をいたします。また、修正部分を除く原案に対しましては賛成の立場で討論させていただきます。

市民の皆様のお声をいただき、公明党といたしまして毎年予算要望を提出をしております。その結果、平成31年度一般会計予算に計上されたものが多数ございます。

児童福祉費では、市民のお母様方から、窓口で一旦医療費の自己負担分を支払った後、助成金を受け取る償還払い方式となっており、窓口で500円または1,000円を支払うだけで窓口の医療費の自己負担分の支払いのない現物給付方式の導入をとの声をたくさんいただいております。このことについては、2015年から公明党市議団としても訴えてまいりました。また、公明党山口代表は、国においてペナルティーは見直すべきだと強く訴えたことから政府が動き、2019年8月診療分より未就学児童に対して医療費の助成方法に現物給付方式が導入されます。今後においても子育て支援、少子化対策の充実へ国と地方の連携をとってまいりたいと思っております。

教育振興費では、公明党は子どもの貧困対策の観点から、就学援助の拡充を一貫して推進してきました。平成29年度6月定例会において、就学援助におけるランドセル等、新入学児童生徒学用品費の入学前支給の導入を訴えてまいりましたところ、この平成31年度入学児童生徒から実施をしていただけることになり、喜びの声もいただいております。

また、塵芥処理費の中には高齢者や障がいのある方、介護認定者などで、原則としてひとり暮らしでごみ出しが困難な方を対象に、玄関先までごみとりに伺うふれあい収集のサービスを実施、また、母子保健医療費においては不妊に悩む夫婦への支援として助成金の創設、これらは平成30年度定例会において、一般質問させていただいたものが実現されました。また、ほかに小学校のトイレの洋式化改修、抗体が失われた小児へのワクチン再接種の助成制度など、さまざまな市民の方々のお声が新年度予算の随所に反映していること、高く評価をいたします。以上の理由で修正案に賛成、修正部分を省く原案に賛成とさせていただきます。

以上でございます。

藤井本議長 ほかに討論ないですか。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 奥本でございます。私は、議第16号、平成31年度葛城市一般会計予算の原案の方に賛成、修正案の方に反対という形で討論させていただきます。

原案の方に賛成理由ですけども、ほかの方がおっしゃっていらっしゃいますので、それについては今回、この場では申し上げないことにします。その消防の点、修正案についてにだけ、今、述べさせていただきます。

ちょっと話の内容をまとめさせていただきたいんですが、予算特別委員会の席でも私、申し上げたこと、重複する点はあると思うんですけども、賛成、反対という形でやるとゼロか100かという形、あるいは100かゼロかという形になってしまうんですけども、恐らく皆さん、ほかの議員も一緒だと思うんですけども、本当にぎりぎりの差だと思うんです。49対51とか、そういう意味で、私の場合はそれで反対の方が若干多いという前提がまずあります。

1つ、まず、その理由としまして2つあると思うんですけども、災害に強いまちをつくる

ということは国の方向性と一致しているところです。それと、もう一つ、議会の使命として住民の生命と財産を守るっていうことは当然のことであって、それに呼応するがごとく、今後、災害防災の拠点となる消防署の老朽化について、早期から検討していかないといけない、この2点については間違いなくほかの議員全部一致したところです。

そしたら、何で今回こういう修正案出てくるかって考えたところなんですけども、まず、ほかの議員もおっしゃってましたけども広域消防なんです。これは実は予算特別委員会でも私、質問させていただいたところなんですけども、広域消防の存在がちょっとどういうふうに動かれるかというところが疑問にありました。

広域消防がそもそもできたっていうの何かっていったら、やっぱり地域内の自治体ごとに消防署を持っていると、どうしても隣接地域の自治体との境界線にあるところの災害救急の対応というのは難しかったと。それもあって、警察のように広域で近いところからできるだけ早く現場に到着できるようにということで、そういう目的を持って広域消防をつくられていると思います。そしたら、その広域消防が今後、いろんな計画の中で消防署の新設移転って恐らく考えていらっしゃると思うんです。それがやっぱり私も一番最初にネックとなって気になったんで、いろいろ質問させてもらう中で、市長から葛城市の進めることについては歓迎するという広域消防の回答だというふうにお聞かせいただいたんで、この点はクリアできたのかなということで、この予算については進めていっていいかなというふうに思いました。

それと、ただそれだけでも手を挙げて賛成っていうわけじゃなくて、やはり皆さんおっしゃってるように住民、あるいはその移転先の地元に対する説明、あるいは議会に対する説明っていうのが、やはり不十分であったと思います。だから、そこについては本当に住民の方も含めて、恐らく反対される理由としては、いろいろな現状の生活が阻害されるっていうこともあると思うんですけども、子どもたちのために来てほしくないということもあると思うんです。ところが、そこをまた更に1歩進めて、子どもたちの将来のために必要なものであるっていうことの議論も市側の方からちゃんと丁寧な説明をしてほしい。

だから、そういうことも踏まえた上で、今現状、1カ所だけが対象になってるようですけども、そうじゃなくって、一旦全ての地域も含めて、これは市全体の市民が考えることであるので、その辺の基本的な消防署のあり方、必要性っていうのをまず理解をしていただいた上で進めていってほしい、この要望をつけさせていただいた上で修正案に反対という形でさせていただきます。

これを今すぐやるかどうかについてですけども、何回も申しますように予算の確保イコール即執行っていうんじゃないんで、この消防署の移転っていうのを市民が全員理解できるように始めていく上での予算づけという形で、今回の修正案に関しては反対という形で討論にさせていただきます。

以上です。

藤井本議長 ほかに討論ありませんか。

5番、松林謙司君。

松林議員 公明党の松林謙司でございます。私は修正案に賛成、修正部分を除く原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

葛城市公明党議員団は市民の皆様の小さなお声を市政に反映すべく、そのお声をばねとして粘り強く要望を積み重ねてまいりました。そして、1つ1つのお声を形として実現できるように努力をしてまいりました。この姿勢は永遠に変わらぬ姿勢であろうと、このように確信をいたします。このたびの一般会計の当初予算にも随所に反映をしていただいております、感謝申し上げますところでございます。

中国の至言に、水を飲むとき、井戸を掘った人を忘れてはならないという至言があります。そこに、いつでも飲めるおいしい井戸の水があるという事実がある。しかし、誰が何のために額に汗し、泥にまみれてその井戸を掘ったのかという真実を忘れてはならないという、こういうことであろうと思います。あたかも井戸の水を論ずることで自分が井戸を掘ったかのように振る舞う言論もありますが、私ども公明党はどこまでも市民の皆様と一緒に、ともに泥にまみれてその1つ1つの井戸を掘ってまいりたいと、このように思うところでございます。

市民の皆様のお声を市政に反映しているはずの予算には賛成すべきところではございますが、しかし、その予算の中には、消防署移設の予算が盛り込まれております。当然、葛城市の消防能力を高めることは、葛城市の市民にとりまして生命と財産を守ることであり、広域消防の能力を高めることになるとは思います。しかしながら、消防署移転ありきで一般会計の当初予算に予算計上されている、ここには違和感を感じるところでございます。

最も尊重されるべきは市民の意思であり、住民の意思であります。まずは葛城市消防署移転については市民と地域住民に対しまして懇切丁寧な説明と、また、議会に対しましては慎重かつ丁寧な論議を尽くし、合意形成を図るべきであろうかと、このように思います。

以上の理由によりまして、修正案に賛成、修正部分を除く原案に賛成とさせていただきます。

以上でございます。

藤井本議長 ほかに討論ありませんか。

15番、西川弥三郎君。

西川議員 修正案を委員会で出させていただきました者としては、修正案に賛成して、原案には修正案以外の部分についてはいろんな意見、考え方はありますが、ちょっと述べませんが、それ以外の修正部分以外の予算については修正案を出すほどのことでもないかなというふうに考えてますんで、修正案部分以外には賛成をさせていただきますけれども、これ7款の消防の中でも、広域消防費の中でも絞って、広域消防の中には広域消防の組合負担金とかもあるわけで、その整備事業、移転のことに関して絞って修正を出してるわけで、なぜかということでは予算特別委員会に出させていただきました提案理由の説明でる述べておりますが、委員長、また委員会で、この修正議案を採択して採決をいただいたということは良識ある判断をしていただいたと、提案者としては感謝をしているところでございます。

簡単に申し上げます。まず、今現在の消防署、広域消防のあり方も含めて、今現在の消防

体制、消防署のあり方に、葛城市民から物すごく不都合が出てるといふような意見や署名があったかという、一切僕は聞いたこともございません。それで、その中で、どなたか議員の方がおっしゃってましたけれども、老朽化してるから、いずれこれは統廃合されるでと、こういう不安をあおるようなことをおっしゃいますけれども、僕は消防議会の議員を長年やらせていただきました。また、予算特別委員会の中で、今現在は議長が消防組合議員でございます。その中で、消防本部の中長期のビジョンはどう考えてるかというふうなことはきちんと報告があった中に、一切の統廃合の話は出てないということを報告していただいているんです。もちろん防災地域の整備、そして、そのことに対して市民の安全、命を守るということに反対やというような議員みたいな、おるわけないわけで、そんなんは当たり前のお話です。

しかし、この急遽、突然にこれ予算化されてきた。そのことについては、川村議員が今の修正案に賛成の討論の中でしっかりと述べておいていただいています。その中で、まず本当にいろんなことをおっしゃったんですけれども、この予算をつげんと前向いて進まんやないかと、こういうふうな話やけれども、理事者側には予算の編成権、執行権はあるんです。しかし、議会はよく考えて議決権しかないんです。このことを議論して、この予算を認めるとわかりましたと、そのとき既に北海道の位置にいつ、平成32年度です、ですからそれまでに建設するというのが出てくるんです。そうすると、これを議決してしまうということは、議員がこれを前へ進めて認めたということになるんです。予算やさかい見積もりやさかいにどうぞどうぞと、そんなん使わへんかったらよろしいがなと、そんなわけにはいかんのです。

ですから、これはしっかりと修正をさせていただいて、皆さん、るるおっしゃるように地元の合意も得られるのか、また、違うところできちっとヘリコプターであろう、何であろう、防災拠点としてふさわしい施設を整備するというのであれば、それやったらそれでしっかりと議論をして理事者と議会と議論してやっていけばええんで、今、慌ててこういうふうなことを出してくるっていうことがどうもわからん。

それで、ヘリコプターが降りるのを誤解してるとか、どうのこうのおっしゃいますけれども、先ほど委員長の報告にもありましたように、航空法で言うヘリポートという規定は、それはないかわらんけれども、何も誤解なんかしてません。ヘリコプターが降りて、活動できる区域を確保すると、そういうふうに言うてるんやからヘリコプターが降りてくるわけですよ。ヘリポートとして常時ヘリコプター飛んでるって、そんな航空法の言うヘリポートではないです。しかし、何も地元の人には誤解してはりません、それは。

そして、平成32年度の緊急防災事業債、これ平成32年度完成です。施設全部完成です。これの緊急防災の事業債を土地は葛城市が申請するが、建物は本部が申請するというんです。本部の議会は7月です。その7月に果たして消防本部の議会がこれで通ってくんのんかということも見通しも立ってない。

そして、平成32年度本当に地元も説得して完成できんのんか。それを質問したら、いやいや繰越明許という方法もあります。当初予算から繰越明許という方法もありますなんて答弁、ちょっと聞いたことないです。そういうふうなことは一切認められませんので、この災害に強いまちづくりということで、市長がいろいろと屯所の整備やそんなことに予算を使っていた

だいてることに何の反対もしてません。1点のこの部分だけを修正させていただいてるんで、この部分については修正案賛成、それ以外の原案については、いろいろあっても賛成をさせていただくという討論にさせていただきたいというふうに思っております。

藤井本議長 ほかに討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第16号議案の採決に入ります。

本案に対する委員長報告は修正であります。

まず、委員会の修正案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案を可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 押し忘れなしと認め、これで確定いたします。賛成多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について電子表決システムで採決をいたします。

お諮りいたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。全員賛成であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時53分

再 開 午後2時30分

藤井本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第17、議第17号から日程第25、議第25号まで、以上9議案を一括議題といたします。

本9議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。14番、下村正樹君。

下村予算特別委員長 ただいま上程されております、議第17号から議第25号までの9議案につきまして、予算特別委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第17号、平成31年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてであります。質疑では、前年度より保険給付費が減額になった要因、また、保険税の未納者の状況と差し押さえの状況はという問いに対し、退職被保険者医療制度が平成26年に廃止されたことにより、段階的に対象者が減少してきていること、また、出産育児一時金については近年の支給実績により、減少見込みで予算計上した結果、保険給付費が減額となった。未納状況については平成31年2月末時点で、国保全世帯5,042世帯中、現年課税分滞納世帯が699世帯、過年度分滞納世帯が641世帯となっている。また、差し押さえの状況については平成30年度77件で、そのうち41件分を換価し、約285万円の実績となっているという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号、平成31年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、認定調査等費が前年度より30%以上増額した理由はという問いに対し、臨時雇用賃金が増額となっており、内容については認定者数の増加に伴う調査員の増員の費用であるという答弁がありました。さらに、委員からは、認定者数がどれくらい増加しているのかという問いに対し、平成30年3月で1,804人、平成30年12月で1,864人と認定者数は増加しているという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第19号、平成31年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、下水道計画策定業務委託料として284万9,000円が計上されているが、その内容はという問いに対し、下水道整備の計画区域における認可区域について追加変更を行うために必要な計画策定業務を委託するものである。なお、今回変更する区域は、主に都市計画法第34条第14号による開発行為箇所の追加を行うものであるという答弁がありました。

また、現在の下水道普及率は、また平成30年度の接続実績と水洗便所改造助成制度の利用実績はという問いに対し、水洗化加入戸数は平成29年度末現在で1万2,972戸、水洗化人口は3万3,850人、人口普及率は98.96%である。平成31年1月末現在の実績としては接続がえが18戸、新築改築等による新規接続が162戸、合計180戸であり、そのうち助成制度の対象はなかったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第20号、平成31年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、給食の原材料費が前年度と比較して510万6,000円の減額となっている理由はという問いに対し、児童生徒数は前年度とほぼ同じであるが、前年度の予算では平成28年度の野菜価格の高騰による影響などを踏まえた中で計上されており、新年度予算についてはそれらの情勢を改めて精査した結果、原材料費を減額したという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第21号、平成31年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第22号、平成31年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、墓地返還に伴う平成30年度償還金の見込みはどのようになっているのか、また、返還される理由はという問いに対し、本年度平成31年2月末時点での返還実績はA区画2件の9万6,000円、B区画10件の232万6,000円、C区画2件の99万6,000円の合計14件の341万8,000円である。主な返還理由としては遠方への引っ越しなど転居によるもの、また、将来のことを考えて墓地を購入したが、近くに子どもが住んでおらず、墓守がないことなどであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号、平成31年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてであります。

若干の質疑がございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号、平成31年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、歳入予算における後期高齢者医療保険料について、前年度より増額となっている理由、また、特別徴収と普通徴収の制度上の相違点、また、内訳はという問いに対し、団塊の世代の方々が75歳の年齢到達を迎えることにより、後期高齢者の被保険者数がふえたことと、前年度の実績により試算した結果、予算額が増額した。また、特別徴収については保険料が年金より天引きされて納付されるものであり、普通徴収については口座振替等により保険料を納付するものである。なお、平成31年度の特別徴収対象者は4,088人、普通徴収対象者は937人となっているという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第25号、平成31年度葛城市水道事業会計予算の議決についてであります。

質疑では、給水収益として6億685万2,000円を計上しているが、平成30年度予定損益計算書における給水収益と比較して約5,000万円の増額となっている理由はという問いに対し、大口需要者であるダイドー薬品工業からの給水申込量が前年度より増加したことにより、給水収益が増額となっているという答弁がありました。

また、配水設備費の中の新規事業として耐震性緊急貯水槽設置工事にかかる費用6,535万5,000円が計上されているが、貯水槽を設置する場所と今後の設置計画はという問いに対し、耐震性緊急貯水槽については防災拠点施設における飲料水の確保のために国の消防防災施設整備費補助金を活用して設置するもので、平成31年度には當麻小学校、平成32年度には忍海小学校の敷地内に設置する予定である。今後については、浄水施設の更新費用や配水管敷設替え工事などにかかる費用も鑑みながら計画を立てて設置してまいりたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上でございますが、そのほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて当委員会の報告といたします。

藤井本議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第17、議第17号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 それでは議第17号、平成31年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について、反対の立場で討論いたします。

先ほど議第4号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正する討論、採決が行われました。引き上げられました国保税に基づく予算であります。葛城市の国民健康保険被保険者証の発行世帯数は各年度6月1日現在の比較ですが、平成26年度は5,501世帯でしたが毎年減少に転じ、平成30年度は5,091世帯と約10%の減少となっております。被保険者数も平成29年8月から平成30年8月にかけて449人減少して1万人を割っております。葛城市の人口増加の一方で、こうした国保加入世帯被保険者数は減少しております。今、低年金や所得の低い世帯で、所得に対する国保税の負担が余りに重いために協会けんぽに加入するという一方で、高齢者の方も働きに出たりとか、無理に働く時間をふやされてる方がふえております。国保の審議会でも、この点、私質問しましたけれども、協会けんぽの方から、最近協会けんぽはふえてるといふふうになっております。これは日本全国、こうした実情があります。

国保加入者の多くは年金生活世帯や、あるいは所得の低い世帯であります。平成30年度8月19日現在の所得階層調べですけれども、葛城市においては、世帯所得額が100万円未満の世帯が国保加入世帯に占める割合は56.8%、世帯所得が200万円以下の世帯が占める割合では何と80.5%であります。国保世帯の所得階層調べでは80%の世帯が所得200万円未満の世帯であります。多くの57.3%の世帯が法定減免を受けているわけでありましてけれども、それでもこのように値上がりする、とりわけ毎年値上がりする国保税に対して、とりわけ高齢者の方からは悲鳴が上がっております。

平成30年度5月末では、現在の滞納世帯者数は939件、先ほど報告がありましたように年度末では、これが699件、約700件に減少はしますけれども、それでもこうした滞納世帯が発生しているわけでありまして。平成30年度分として現在まで77件の差し押さえ、41件の換価が行われたというのが先ほど委員長の報告からもございました。所得が低いために国保税の納税が困難になって滞納したあげくに差し押さえをされたり、あるいは換価の猶予の申請をしなかったために換価処分を受けて事業継続や生活維持が困難になるということになれば、こ

れは命と暮らし、生存権が脅かされる問題であります。

厚生労働省は滞納処分については、その執行などによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときには滞納処分の執行を停止することができるとして、一月10万円と滞納者と生計を一にする配偶者、その他親族があるときには1人につき4万5,000円を加算した額は差し押さえることができないと指針を示しております。夫婦2人でいえば14万5,000円を割り込めば、そうした国保税の滞納処分はできないと、取り立てはできないという指針を示しているわけであります。また、換価の猶予につきましても事業継続、またはその生活の維持を困難にするおそれがあるときには、滞納者の申請に基づいて換価を猶予するとあります。また、国税徴収法第153条の第1項には滞納処分の執行を停止することができる場合として、滞納処分の執行をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときと定められております。

我が党の倉林国会議員が国会の中で指摘したところ、言ってみれば生活保護水準以下の所得に陥るような場合には、こうした執行を停止することができるという答弁がございました。このように、滞納処分を執行することによって、生活保護水準以下の生活を強いられる場合には滞納処分を執行すべきではないと考えます。滞納処分や延滞金の回収に当たっては、こうした法律の精神に従って生存権が脅かされることがないように強く求めたいと思います。また、不納欠損処分を行うことによって、滞納繰越額を整理していくこともできます。先ほどありましたように、未徴収分があつて徴収できない期間が3年間続けば、これについては徴収を猶予することができるわけですから、そうしたこともしっかり使って滞納繰越額を整理していくことも大事だろうと思います。

奈良県は国保県単位化において、各市町村に収納率の格差を是正するとして、収納率の目標を各市町村に定めております。葛城市は平成33年度まで94%、平成34年から97%という目標が設定されております。葛城市の平成26年度から平成28年度の3カ年の平均収納率は93.85%と94%を下回っております。したがって、97%の国保税の収納率というのは大変厳しい目標となります。国保税を支払えるようにしなければならないと思います。

国保税を払えず、3カ月の短期被保険証の発行世帯数が平成26年には45世帯だったものが、平成30年には72世帯と大きく増加しております。重い負担に耐えかねて滞納を余儀なくされている加入者に対する安易な短期保険証の発行はやめて、正規の保険証を発行すべきであります。また、奈良県が示す収納率を達成できなければ、奈良県は財政上のペナルティーを科すとしております。こうしたペナルティーの発生によって、財政の一部を失うのであれば、むしろその分を葛城市独自の減免措置を行って、そして、払える国保税にして収納率を高めていく、そうしたことも粋に行くお金の使い方になると思いますので、ぜひそうしたことも考えていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、国においては全国知事会などが国保制度の維持のために要望している1兆円の公費投入、そして、葛城市におきましては独自の減免基準の拡大と、また、滞納世帯の実情に応じた滞納処分の執行停止及び不納欠損処分の処理こそ求められていると思います。

以上をもちまして反対討論といたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

2番、梨本議員。

梨本議員 議第17号、平成31年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、私は賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険制度は、高齢化や医療の高度化により医療費が増加しており、国民健康保険税収入の確保を含めて、多くの市町村国保では厳しい財政運営状況となっています。このような状況のもと、持続可能な国民健康保険制度を構築するため、平成30年度からは奈良県と市町村がともに保険者となって国保の運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担うようになりました。こうした中、葛城市の平成31年度予算では昨年度に引き続き、奈良県と協議した被保険者の負担水準に考慮した激変緩和措置を設けられた予算となっています。

また、保健事業におきましては生活習慣病を早期に発見し、重症化を未然に防ぎ、医療費の増加に歯どめがかかるよう特定健康診査等の事業において、受診勧奨や節目年齢対象者への無料クーポン券交付による一部負担金の助成を継続実施し、受診率のより一層の向上を図り、被保険者の方々の健康の保持、増進に努めることとされています。

葛城市の被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、今後とも保険料率の決定には奈良県と十分に協議、連携していただくことを要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

藤井本議長 ほかに討論はないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第17号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第18号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原議員。

谷原議員 それでは議第18号、平成31年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論いたします。

昨年度の3月定例会で第7期介護保険事業計画に基づいて、基準月額が5,000円から5,960

円に引き上げられました。率にして19%の大幅な引き上げとなりました。平成24年から平成26年までの第5期介護保険事業では基準月額が4,100円でしたから、6年間で1,860円、率にして45%の引き上げとなっております。年金収入が年18万円を超える年金生活者にとって、介護保険料は特別徴収として年金から天引きされるため、たび重なる介護保険料の引き上げによって年金手取り額が減少し、将来の生活に大変不安を覚えておられる高齢者の方がふえております。

また、40歳以上の現役世代も介護保険料を負担しており、こうした社会保険料の増額が働く世帯の実質賃金の低下の一因となっております。さらに、年金収入が年間18万円以下の年金受給者は、介護保険料は年金から天引きできないため、普通徴収となっておりますけれども、そのため介護保険料を支払えず滞納者が出ております。平成30年3月末の数値でありますけれども、特別養護老人ホームを希望して葛城市内の要介護認定者の普通徴収者は1,376人でしたが、その中に現年度の介護保険料滞納者が136人おります。この方たちは介護サービスを受けることができません。さらに、過年度分を含む滞納者は79人です。収入が低く、介護保険を納入できないために、こうした必要な介護保険制度を利用することができない高齢者が生まれております。

問題は、この介護給付費の50%を介護保険で賄うという現行制度にあります。すなわち介護サービス必要とする人がふえればふえるほど介護保険料が自動的に引き上げられていきます。今でも負担感の強い介護保険料がますます引き上げられることになりますと、年金生活者の生活を更に圧迫し、介護サービスの必要な人の利用を排除することになります。

全国市長会や全国町村会が要望しておりますように、後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分する調整交付金は25%の別枠にした上で、国庫負担金負担割合を25%から30%に引き上げて、当面の介護保険料を引き下げるべきであります。さらに、消費税5%を8%に増税する際、自民党と公明党は公費負担割合を50%から60%に引き上げると公約されておりましたが、実現されないまま今日に至っております。こうした公費負担についての割合を高めていかなければいけないという必要性については、それぞれの政党も、あるいは各種団体も認識しているところであります。

ただ財源の問題があるということでありましようけれども、日本共産党は社会全体に社会の富が行き渡る税制改革で、消費税に頼らない税源確保を提案しております。誰しもの必要なときに介護サービスを受けられる持続可能な制度にするために、公費負担の増額を地方から声を上げていかなければならないと考えております。

また、高齢者の自然増が毎年続く中で、介護サービスなどの給付水準を維持するためには、高齢者の自然増に見合う国の社会保障関連予算を毎年増額していかなければなりませんけれども、安倍政権はこの7年間で自然増に見合う増額を行わず、1兆7,000億円も抑制してまいりました。そのことが介護利用料の引き上げや介護サービス、介護報酬の引き下げなどが行われてきた原因となっております。施設の食費や部屋代を軽減する補給給付の要件を引き上げたために退所を余儀なくされた高齢者も出ました。要支援1、2の訪問介護と通所介護を保険給付から外して介護予防日常生活支援事業に移行させましたけれども、総合事業を担

う事業所が事務作業の手間がかかるのに比べて保険給付の報酬が低く、割に合わないとして事業から撤退する動きもあります。

団塊の世代が後期高齢者となり、平成37年には高齢社会はピークを迎えますけれども、更なる介護保険料引き上げと介護サービスの切り下げを行うのではなく、必要な人に必要なサービスを提供できる介護保険制度、そして、持続可能な介護保険制度にするために国による公費負担引き上げをぜひ地方から求めていきたいと思えます。

以上をもちまして反対討論といたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 私は議第18号、平成31年度葛城市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

現在、葛城市の高齢化率は27%を超えて全国平均とほぼ同じ水準で推移しております。高齢者の方々を取り巻く環境も年々厳しい状況にあります。このような状況下におきまして平成31年度の予算に目をやりますと、今年度は第7期介護保険事業計画2年目で、特に地域支援事業における自立支援や介護の重度化防止に重きを置いた計画となっております。障がい者も含めた地域共生社会の実現に向けた取り組みも推進されているところです。また、介護予防、日常生活支援総合事業の幅広い展開と互いに支え合い、助け合いのまちづくりを目指す生活支援体制整備事業や医療と介護の連携を推進する在宅医療介護連携推進事業を充実していく施策においては期待しているところでございます。

今後においても、この第7期の事業計画を着実に執行していただき、更なる高齢者等を支える体制づくりに邁進していただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

藤井本議長 ほかに討論はないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第18号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第18号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第19号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第19号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第20号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第20号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第21号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第21号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第22号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第22号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議第23号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第23号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議第24号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 議第24号、平成31年度後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入されました。それ以前には75歳以上の高齢者の多くが家族の扶養家族として政管健保や組合健保に所属し、扶養家族としてみずから社会保険料を支払うことなく医療を受けておりました。また、75歳以上の高齢者は老人医療制度の対象者として保険証の取り上げが法律では禁止されておりました。

先日も高齢者の方とお話ししていると、国保税の負担が大変重たいので後期高齢者医療制度に移ったら、保険料が下がるので大変助かりましたという声をお聞きしたんでありますけれども、それだけ国保税が重いということなんでありますけれども、しかしながら、以前はそうした負担もなく後期高齢者は医療を受けていたわけでありまして。こうした後期高齢者に対して、全ての高齢者に保険料を負担させるということが義務づけられるようになりました。普通徴収の後期高齢者には保険料を支払うことができず、滞納せざるを得ない方もいらっしゃいます。葛城市の後期高齢者被保険者数は平成29年度末4,713人で前年度比185人、4.1%の増加を見ておりますが、滞納者数は55人、前年度比13人の30.9%増であります。つまり、滞納者がふえてきているわけでありまして。滞納者は被保険者の1.2%であります。平成20年度に制度が発足したときの保険料は均等割額が3万9,900円、所得割額が7.5%でしたけれども、2年に1回の見直しをして毎回引き上げられまして、今期は均等割4万5,200円、所得割は8.89%となっております。

後期高齢者の多くが年金からの天引きである特別徴収によって保険料を納めていますが、天引きされる介護保険料とともに高齢者の生活に大きな負担を与えています。また、先ほど述べました普通徴収者についてでありますけれども、滞納する方もいらっしゃいます。所得に応じての軽減措置はありますけれども、所得のない方でもこうした保険料が発生するために滞納者が出てくるわけでありまして。

葛城市の後期高齢者の被保険者数のわずかでありましてけれども、こうした滞納者が出ていくことに対しては、こうした滞納者に対して、国保と同じように短期保険証の発行とか、あるいは資格証明書の発行となつてはならないと考えます。医療を必要とする後期高齢者の受診機会を奪うことは人道上、許されることではありません。後期高齢者医療保険制度では保険料の算定や賦課に関することは広域連合が決めることになって、住民の声が届きにくい制度となっております。保険料の滞納があるからといって、こうした短期保険証の発行や資格証明書の発行をしてはならないと考えます。

最後になりましたけれども、医療費のかかる75歳以上の高齢者を一まとめにして医療費の増加を保険料引き上げに直結させて高齢者に負担させる、そのことによって医療機関への受診を抑制する、そうした制度となっておりますけれども、人生の最後まで安心して医療を受けることができる制度とするために、これも同じく、国が必要な公費負担をふやすべきであると考えます。そうした声を地方から国に上げていこうではありませんか。

以上をもちまして反対の討論といたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

3番、吉村始君。

吉村始議員 吉村始でございます。議第24号、平成31年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、私は賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系を構築するために、平成20年4月より創設され、従来の老人保健制度で指摘されていた現役世代と高齢者世代の費用負担の問題や加入する制度や市町村によって保険料に大きな差があることなどの諸問題が一定これによって改善されたところでございます。

さて、平成31年度予算は歳入歳出の総額が4億5,760万円となっており、対前年度比4,120万円ほど増額となっております。主な理由は高齢化による被保険者数がふえ、広域連合納付金の支出がふえたものであります。既に制度発足から10年がたち、高齢化が進む今後において財政運営のことを十分勘案し、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な制度となるために編成された予算であると考えます。

今後とも、奈良県後期高齢者医療広域連合と情報交換など、緊密に連携を図りつつ、被保険者の方々のためにさまざまな努力を重ねていただくことを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

藤井本議長 ほかに討論はないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第24号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議第25号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第25号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

(岡本議員退席)

藤井本議長 次に、日程第26、発議第1号、旧町時代における未処理金調査特別委員会の平成31年度調査経費に関する決議についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

14番、下村正樹君。

下村議員 ただいま議題となりました発議第1号、旧町時代における未処理金調査特別委員会の平成31年度調査経費に関する決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在設置されている地方自治法第100条に基づく調査権を付与された旧町時代における未処理金調査特別委員会の平成31年度中に調査するために必要な経費の上限を定めようとするものであります。

これより決議案を読み上げさせていただきます。

旧町時代における調査特別委員会の平成31年度調査経費に関する決議

1、調査経費、平成31年度の本調査に要する経費は200万円以内とする。以上のとおり決議する。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明といたします。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

藤井本議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定をいたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第1号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

(岡本議員復席)

藤井本議長 次に、日程第27、発議第2号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

15番、西川弥三郎君。

西川議員 ただいま議題となっております発議第2号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、行政組織の改編により平成31年度からは保健福祉部の所掌事務から児童福祉に係るもの及びこども・若者支援に係るものが分離され、新たにこども未来創造部が設置されることに伴い、葛城市議会委員会条例の第2条第2項中にごございます厚生文教常任委員会の所管にこども未来創造部を追加するものであります。施行日につきましては平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明といたします。議員皆様方のご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

藤井本議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決までを行うことに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第2号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、発議第3号、主要農産物種子法にかわる奈良県独自の条例制定を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

9番、増田順弘君。

増田議員 ただいま上程を賜りました発議第3号、主要農産物種子法にかわる奈良県独自の条例制定を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

我が国の農と食を支えてきた主要農産物種子法（以下、種子法という）が昨年4月に廃止されました。種子法は国や都道府県の公的役割を明確にしたものであり、同法のもとで稲、麦、大豆などの主要農産物の種子の生産、普及のための施策が実施され、農業者には優良で安価な種子が、消費者には安心・安全でおいしい米などの農産物が安定的に供給されてきました。しかし、種子法の廃止により、今後、水稻などの種子価格の高騰、地域条件等に適合した品種の生産普及の衰退が懸念されます。また、地域共有財産である種子を民間に委ねた場合、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されております。

本市においても、県内水稻の主要品種であるひのひかりの種子生産地として需要量の大半を担っていますが、この間、種子法のもとで行われてきた国や県の役割には大きなものがありました。しかし、種子法の廃止により、今後の本市の種子の生産普及はもとより、県内水稻生産に必要な種子の安定的な供給にも影響を及ぼすことが危惧されます。また、種子法廃止法案の可決に当たっては、種子法が主要農産物種子の国内自給及び食料の安全保障に多大な貢献をしてきたことに鑑み、優良な種子の流通確保や引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財政措置のほか、特定企業による種子の独占防止などについて万全を期すことを求める附帯決議がなされております。よって、奈良県におかれましては現行の種子生産、普及体制を生かし、本県農業の主要農産物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安を払拭させるため、種子法にかわる奈良県独自の条例を定めることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

藤井本議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決までを行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決までを行うことに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、発議第4号、妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

7番、内野悦子君。

内野議員 ただいま上程を賜りました発議第4号、妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされています。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設されました。しかし、妊婦加算について関係者に十分な説明がないまま実施されたことや投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されています。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては少子化対策の観点からも問題があります。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて中央社会保険医療協議会で妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとされました。そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために以下の事項に取り組むことを求めます。

1、医療現場において妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて医師の教育や研修の体制を整備すること。

2、保健や予防の観点を含め、妊婦自身が特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、あらかじめ知識を得ることができるようにすること。

3、妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員の皆様方にはご賛同賜りますよう、よろしく願いをいたします。

藤井本議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第4号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、議第26号及び日程第31、議第27号の2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第26号及び議第27号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に議第26号、工事請負契約の締結につきましては、葛城市當麻スポーツセンター台風21号被害復旧工事についてでございます。

本工事につきましては、平成30年9月に発生いたしました台風21号により被災した葛城市當麻スポーツセンターの屋根や床等について原状復旧するための工事をしようとするものでございます。

工事の発注につきましては、平成31年3月8日に一般競争入札を実施した結果、1者が応札し、村本建設株式会社奈良本店が落札いたしましたので、契約金額2億9,797万2,000円で請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議第27号、平成30年度葛城市一般会計補正予算(第7号)の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,589万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億9,064万3,000円とするものでございます。

本補正予算の内容につきましては、国の平成30年度一般会計第二次補正予算に伴うもので

ございます。事業内容といたしましては、3つの小学校におけるトイレ改修と磐城小学校附属幼稚園改築に係る耐震化分でございます。小学校管理費の測量設計等委託料に162万円、工事請負費に1億1,381万1,000円、幼稚園管理費の測量設計等委託料に26万7,000円、工事請負費に8,019万8,000円を計上するものでございます。

平成30年度一般会計補正予算第7号に計上させていただいておりますのは、平成30年6月に平成31年度事業として文部科学省へ補助要望をいたしておりましたが、国の平成30年度一般会計第二次補正予算より交付金の内定が前倒しであり、交付金を受ける本市においても平成30年度中の補正予算で対応する必要があったことと、平成31年2月26日付の国の内定通知を、県を經由して同日に収受したものであり、予算書等の議案を既に発送した後であったことから本日追加提案いたすものでございます。

また、平成31年度一般会計当初予算においても、同事業内容予算を計上いたしておりますが、先ほどから申し上げております事情により平成31年度中の補正予算において、当初予算からの減額をお願い申し上げます。第2条の継続費につきましては、平成30年度から平成32年度までの3カ年度で執行しようとする磐城小学校附属幼稚園改築事業の総額、年割額等を定めるものでございます。第3条では繰越明許費といたしまして、教育費、小学校トイレ改修事業をお願いするものでございます。また、第4条では地方債の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

藤井本議長 これより質疑に入ります。

本2議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第26号及び議第27号の2議案については、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時33分

再 開 午後5時20分

藤井本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りします。

この際、ただいま配付しております議事日程記載のとおり、議第26号及び議第27号の2議案を日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第26号及び追加日程第2、議第27号の2議案を一括議題とい

たします。

本議案は休憩中に厚生文教常任委員会を開催し、審査をいただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

7番、内野悦子君。

内野厚生文教常任委員長 先ほど本会議において上程され、厚生文教常任委員会に付託をされました議第26号及び議第27号の2議案について、本会議休憩中に委員会を開催し、審査をいたしましたので、その概要及び結果についてご報告をいたします。

初めに、議第26号、工事請負契約の締結についてであります。

質疑では、2者以上の入札参加が入札の条件であると思われるが、1者の入札参加であったにもかかわらず契約をされているが、その理由はという問いに対し、1回目の入札は一般競争入札で実施をしたが、条件が合わず不成立であったため、2回目の入札に向け、入札条件の見直しを行った。

見直しをした点については、本店、支店、営業所の所在要件を奈良県であったものを近畿2府4県に拡大した。また、入札方法として2者以上が参加することが条件の当日投函方式を採用していたが、1者以上でも入札条件が整っていれば契約できる事前投函方式に変更した。その結果、1者のみの参加であったため、村本建設株式会社と契約することとなったという答弁がありました。

さらに、委員からは、事前投函方式はいつから採用しているのかという問いに対し、今年度から採用している。本市としての入札に対する方針は2者以上の応札方針に変更はないが、本事業については災害復旧事業であり、早急に対応する必要があったことから採用した。今後も手続の透明性を確保し、競争性を保てるよう入札事業を研究してまいりたいという答弁がありました。

質疑終了後に、事前投函方式についての説明の有無についての議員間討議が実施をされました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第27号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決についてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上であります。このほかにも各委員からの活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えて、厚生文教常任委員会の報告とさせていただきます。

藤井本議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

追加日程第1、議第26号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第26号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議第27号議案について討論に入ります。
討論はないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第27号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付の閉会中の継続審査申し出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には7日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

また、この議会を最後に退職される職員におかれては、長年にわたりそれぞれの職務に精励され、本当にご苦労さまでした。葛城市政発展にご尽力いただきましたことを心から感謝申し上げます。深く敬意を表します。今後は、身につけられた力をそれぞれの立場で葛城市のまちづくりに発揮していただきますようお願いをいたします。

これをもちまして本定例会を閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各

位から会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、平成31年度葛城市政の執行に当たられますよう要望しまして、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月7日に開会されました平成31年第1回葛城市議会定例会が、21日間の全日程を終えさせていただき、本日をもって閉会の運びとなりました。議員の皆様方には、長期間にわたりまして新年度予算を初め、ご提案申し上げました各案件や、また、本日提出いたしました追加議案につきましても慎重なご審議を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

平成31年度一般会計予算案におきまして、修正をされました消防署整備事業につきましても、災害に強いまちづくりの一環であると位置づけており、市といたしましても重要課題でございます。市民の皆様にご理解をいただき、できるだけ早期に整備できるよう努力をしてみたいと思っておりますので、何とぞご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見等をしっかりと受けとめ、職員一丸となって葛城市の更なる発展のため、鋭意努力をしてみたいと覚悟でございます。議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会に当たりまして私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

藤井本議長 以上で平成31年第1回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後5時30分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 藤井本 浩

議 会 副 議 長 川村 優子

署 名 議 員 西井 覚

署 名 議 員 吉村 優子